

錦江町国民保護計画



令和 6 年 7 月
錦 江 町

余 白

目 次

	ページ
第1編 総 論	1
第1章 町の責務、計画の位置づけ及び構成等	1
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2 町国民保護計画の構成	1
3 町国民保護計画の見直し、変更手続き	2
4 町国民保護計画の周知徹底	2
5 町地域防災計画等との関連	2
6 用語の定義	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	6
1 基本的人権の尊重	6
2 国民の権利利益の迅速な救済	6
3 国民に対する情報提供	6
4 関係機関相互の連携協力の確保	6
5 国民の協力	6
6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	6
7 指定公共機関等の自主性の尊重	6
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	7
9 町の地域特性への配慮	7
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	8
第4章 町の地理的、社会的特徴	11
1 地 形	11
2 気 候	12
3 人 口	13
4 道路の位置等	13
5 港湾の位置等	14
6 自衛隊施設等	14
7 その他	14
第5章 町国民保護計画が対象とする事態	15
1 武力攻撃事態	15
2 緊急対処事態	18
第2編 平素からの備えや予防	20
第1章 組織・体制の整備等	20

第1	町における組織・体制の整備等	20
1	町の各課における平素の業務	20
2	町職員の参集基準	21
3	消防機関の体制	22
4	国民の権利・利益の救済に係る手続き等	23
第2	関係機関との連携体制の整備	23
1	基本的考え方	23
2	県との連携	24
3	近接市町との連携	24
4	指定公共機関との連携	24
5	ボランティア団体等に対する支援	25
第3	通信の確保	25
1	非常通信体制の整備	25
2	非常通信体制の確保	26
第4	情報収集・提供等の態勢整備	26
1	基本的考え方	26
2	警報等の伝達に必要な準備	27
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	29
第5	研修及び訓練	29
1	研 修	30
2	訓 練	30
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	32
1	避難に関する基本的事項	32
2	避難実施要領のパターンの作成	33
3	救援に関する基本的事項	33
4	運送事業者の輸送能力・輸送施設の把握等	33
5	避難施設の指定への協力	34
6	生活関連等施設の把握等	34
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	36
1	町における備蓄	36
2	町が管理する施設又は設備の整備及び点検等	36
第4章	国民保護に関する啓発	38
1	国民保護措置に関する啓発	38
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	38

第3編 武力攻撃事態等への対処	39
第1章 初動連絡態勢の迅速な確立及び初動措置	39
1 町の初動態勢の確保	39
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	41
第2章 町対策本部の設置等	42
1 町対策本部の設置	42
2 通信の確保	47
第3章 関係機関相互の連携	48
1 国・県の対策本部との連携	48
2 知事、指定行政機関等の長等への措置要請等	48
3 自衛隊の部隊等の派遣要請等	49
4 他の市町村長等に対する応援の要請、事務の委託	49
5 指定行政機関等の長等に対する職員の派遣要請	50
6 町の行う応援	50
7 ボランティア団体等に対する支援等	50
8 住民への協力要請	51
第4章 警報及び避難の指示等	52
第1 警報の伝達等	52
1 警報の内容の伝達等	52
2 警報の内容の伝達方法	52
3 緊急通報の伝達及び通知	53
第2 避難住民の誘導等	54
1 県からの避難の通知・伝達	54
2 避難の指示の通知・伝達	54
3 避難実施要領の策定	55
4 避難住民の誘導	57
第5章 救 援	60
1 救援の実施	60
2 関係機関との連携	60
3 救援の内容	61
第6章 安否情報の収集・提供	62
1 安否情報の収集	62
2 県に対する報告	63
3 安否情報の照会に対する回答	63
4 日本赤十字社に対する協力	64
第7章 武力攻撃災害への対処	65

第1	武力攻撃災害への対処	6 5
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	6 5
2	武力攻撃災害の兆候の通報	6 5
第2	応急措置等	6 5
1	退避の指示	6 6
2	警戒区域の設定	6 7
3	応急公用負担等	6 8
4	消防に関する措置等	6 8
第3	生活関連等施設における災害への対処等	7 0
1	生活関連等施設の安全確保	7 0
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	7 0
第4	NBC攻撃による災害への対処	7 1
1	応急措置の実施	7 1
2	国の方針に基づく措置の実施	7 2
3	関係機関との連携	7 2
4	汚染原因に応じた対応	7 2
5	町長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限	7 2
6	措置に必要な土地等への立ち入り	7 3
7	要員の安全確保	7 4
第8章	被災情報の収集及び報告	7 5
第9章	保健衛生の確保、その他の措置	7 6
1	保健衛生の確保	7 6
2	廃棄物の処理	7 6
第10章	国民生活の安定に関する措置	7 8
1	生活関連物資等の価格安定	7 8
2	避難住民等の生活安定等	7 8
3	生活基盤等の確保	7 8
第11章	特殊標章等の交付及び管理	7 9
1	特殊標章等	7 9
2	特殊標章等の交付及び管理	8 0
3	特殊標章等に係る普及啓発	8 0
第12章	町の特性に応じる対処	8 1
1	平素からの備え	8 1
2	警報及び避難	8 1
3	物資の支援	8 2

第4編 復旧等	83
第1章 応急の復旧	83
1 基本的考え方	83
2 公共施設の応急の復旧	83
第2章 武力攻撃災害の復旧	84
1 国における所要の法制の整備等	84
2 町が管理する施設及び設備の復旧	84
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	85
1 国民保護に要した費用の支弁、国への負担金の請求	85
2 損失補償及び損害賠償	85
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	85
第5編 緊急対処事態への対処	86
1 緊急対処事態	86
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	86
資料編	87

余 白

第1編 総 論

第1章 町の責務、計画の位置づけ及び構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり町の責務を明らかにするとともに、町の国民保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務（法3②、16関係）

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同様）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民保護に関する計画（以下、「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下、「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下、「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる以下の事項について定める。

ア 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 町が実施する法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ 前各号に掲げるものの他、町の区域に係る国民保護措置に関し、町長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総 論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続き (法 35⑧関係)

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続き

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項に規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、庁議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する施行令（以下、「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 町国民保護計画の周知徹底

(1) 町国民保護計画の周知

町国民保護計画の内容は、県、近隣市町、指定地方公共機関などの関係防災機関に周知徹底させるとともに、本計画の基本的な考え方などについて住民に周知を図る。

(2) 町国民保護計画の運用・習熟

町国民保護計画は、平素からの訓練、研修、広報その他の方法により、内容の習熟・習得に努め、武力攻撃事態等においては迅速かつ的確な運用ができるようにしておくものとする。

5 町地域防災計画等との関連

町国民保護計画は、国民保護法に基づき武力攻撃事態等に対処するためのものであり、町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて、風水害、地震などの自然災害又は大規模事故などに対処するための計画であり、別の法体系によるものである。

しかしながら、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。

そこで、本計画では武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのない事項については、町地域防災計画等の定めにより対応する。

6 用語の定義

町国民保護計画において用いる用語等の表記及び定義は、次のとおりとする。

(1) 法令の表記

用語等	定 義
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保に関する法律（平成15年法律第79号）
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号）
法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号） 特に必要な場合のみ「国民保護法」と表記する。
令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）
国際人道法	第1ジュネーヴ条約、第2ジュネーヴ条約、第3ジュネーヴ条約、第4ジュネーヴ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称
災対法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
警職法	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）

(2) 機関名等の表記

用語等	定 義
国の対策本部	武力攻撃事態等対策本部
国の現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部
国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長
県対策本部	鹿児島県国民保護対策本部、鹿児島県緊急対処事態対策本部
県現地対策本部	県対策本部の事務の一部を行う組織
県対策本部長	鹿児島県国民保護対策本部長、鹿児島県緊急対処事態対策本部長
町対策本部	町国民保護対策本部、町緊急対処事態対策本部 町の区域において、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を総合的に推進するための特別の体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置される機関をいう。
町対策本部長	町国民保護対策本部長、町緊急対処事態対策本部長
町現地対策本部	町対策本部の事務の一部を行う組織
指定行政機関	次に掲げる機関で、事態対処施行令に定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第3条第2項に掲げる機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項及び国家行政組織法第8条の2に規定する機関

	4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）及び宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方分支局をいう。）、その他の国の地方行政機関で、事態対処施行令で定めるものをいう。
指定行政機関等	指定行政機関及び（又は）指定地方行政機関をいう。
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共機関及び電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、事態対処施行令に定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で予め当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
指定公共機関等	指定公共機関及び（又は）指定地方公共機関をいう。
連協等	県の組織で地方振興連絡協議会及び各支庁をいう。
警察官等	警察官、海上保安官又は出動を命ぜられた自衛隊の部隊等（法第63条第1項に規定される「出動を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。）の自衛官をいう。
消防機関	市町村が消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定に基づいて設置する消防本部、消防署及び消防団をいう。
海上保安部長等	政令で定める管区海上保安本部の事務所（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署）の長をいう。

（3）特定の用語等

用語等	定 義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃に至ってはいないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により、直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。必要に応じて「災害」と表記する。
基本方針	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施について、国としての基本

	的な指針をいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至った時の、国の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な指針をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難経路となる地域を含む。）をいう。
避難施設	住民の避難及びH何住民等の救援を行う施設として、知事が予め指定した施設をいう。
収容施設	避難所、応急仮設住宅等、避難等によって本来の住居に起居できなくなった避難住民等が一時的に起居するために知事等が提供する施設をいう。
避難行動要支援者	次のいずれかに該当する者をいう。 1 自分の身体に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、又は困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない又は困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることができても、それに対して適切な行動をとることができない、又は困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
N B C 攻撃	核兵器等又は生物・化学兵器を用いた攻撃をいう。
ダーティーボム	放射性物質を混入させた爆発物をいう。
緊急消防援助隊	消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。
自主防災組織	住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織（災対法第5条第2項）をいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる施設として、令第27条に規定する施設をいう。
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中へ飛散若しくは周辺地域への流出により、人の生命、身体又は財産に対する危険が生じる恐れがある物質（生物を含む。）で、令第28条で定めるものをいう。
警戒区域	武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するために立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じた区域をいう。
生活関連物資等	食糧、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活と関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務をいう。
特定公共施設	港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。
緊急通行車両	道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車、その他の車両で国民の保護のため、措置の的確かつ迅速な実施のため、その通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重（法5関係）

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであってもその制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。

2 国民保護の権利利益の迅速な救済（法6関係）

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを、できるだけ迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供（法8関係）

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し国民保護措置に関する正確な情報を適時にかつ適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保（法3④関係）

町は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関等と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力（法4関係）

町は、国民保護法の規定により、国民保護措置の実施のため必要があると認める時は、国民に対し必要な援助について協力を要請する。

この場合において、国民はその自発的な意思により必要な協力をするよう努めるものとする。また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9関係）

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者の保護について留意する。また、町は国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関等の自主性の尊重（法7関係）

町は、指定公共機関等の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関等が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法 22 関係）

町は、国民保護措置に従事する者の安全確保に十分配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分配慮する。

9 町の地域特性への配慮

町は、国民保護措置の実施に当たっては、本町が中山間地域を有するという地域特性に十分配慮する。

※【外国人への国民保護措置の適用】

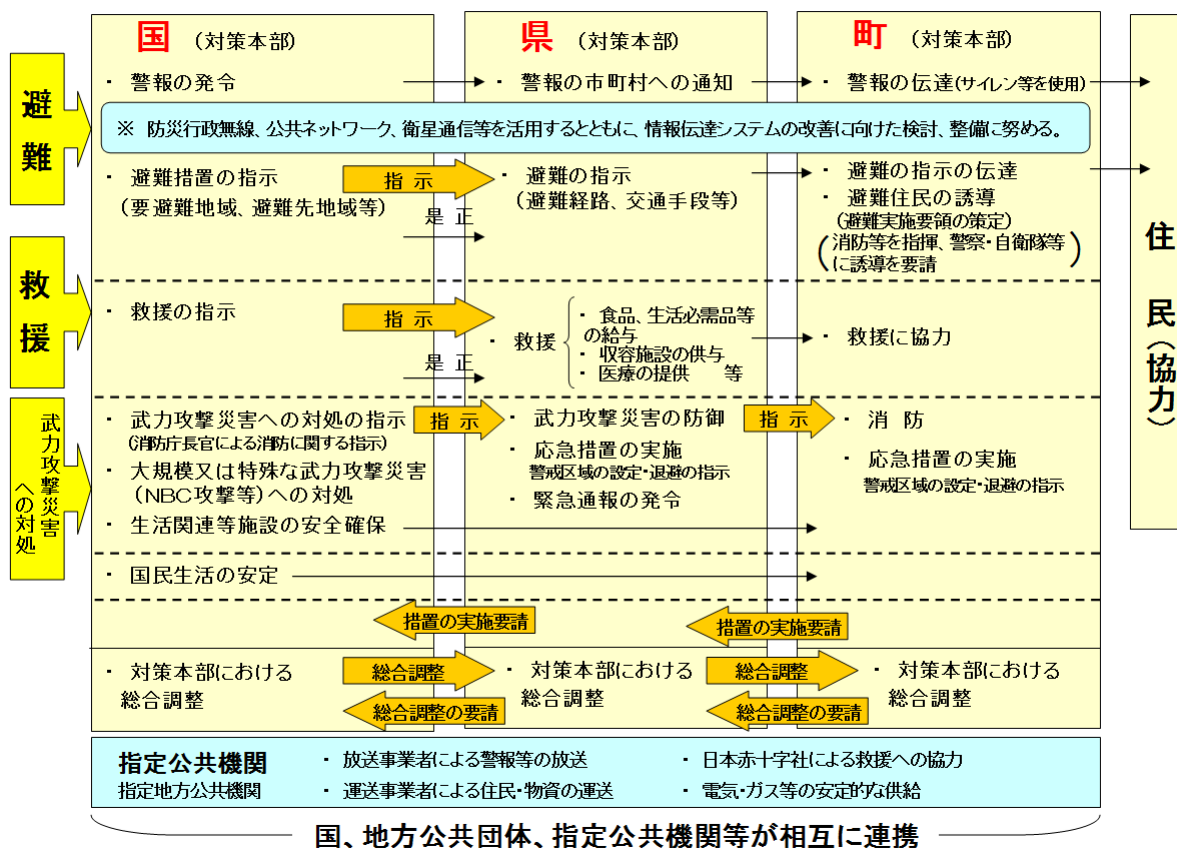
憲法第 3 章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し又は滞在している外国人についても武力攻撃災害から保護されるべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口を予め把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



○ 町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	- 国民保護計画の作成 - 国民保護協議会の設置、運営 - 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 - 組織の整備、訓練 - 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整、その他住民の避難に関する措置の実施 - 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 - 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 - 水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 - 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 - 緊急処理事態に関する措置の実施

○ 消防本部の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
大隅肝属地区 消防組合	1 組織の整備、訓練 2 避難住民の誘導、その他住民の避難に関する措置の実施 3 救援、安否情報の収集、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施への協力 4 武力攻撃災害による被害の防除又は軽減、消防、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 5 緊急処理事態に関する措置の実施

○ 県の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
鹿児島県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害による被害の防除又は軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 12 緊急処理事態に関する措置の実施

○ 関係機関の連絡先

【関係国機関及び関係指定地方行政機関等】

名 称	担当部署	所在地	電話・FAX メールアドレス
陸上自衛隊 第12普通科連隊	第3科 警備幹部	霧島市国分福島 2-4-14	TEL 0995-46-0350
海上自衛隊 第1航空群	群当直士官	鹿屋市西原 3-11-2	TEL 0994-43-3111
自衛隊 鹿児島地方協力本部		鹿児島市東郡元 4-1 鹿児島第2地方合同庁舎	TEL 099-253-8920
自衛隊 鹿児島地方協力本部 鹿屋地域事務所	平日昼間 のみ対応	鹿屋市新生町 20-2	TEL 0994-42-4386 kago-plo-kanoya@rhythm.ocn.ne.jp
鹿児島海上保安部		鹿児島市浜町 2-5-1	TEL 099-222-6680 FAX 099-222-6716
指宿海上保安署		指宿市山川福元 6713	TEL 0993-34-1000 FAX 0993-34-2999

【関係県機関】

名 称	担当部署	所在地	電話・FAX メールアドレス
鹿児島県	危機管理課	鹿児島市鴨池新町 10-1	TEL 099-286-2111 kiki@pref.kagoshima.lg.jp
肝属地域振興 連絡協議会		鹿屋市打馬 2 丁目 16-6	TEL 0994-43-3121
錦江警察署	警備課	錦江町馬場 438	TEL 0994-22-0110 FAX 0994-22-0816

【関係町機関】

名 称	担当部署	所在地	電話・FAX メールアドレス
鹿屋市	安全安心課	鹿屋市共栄町 20 番 1 号	TEL 0994-43-2111 FAX 0994-42-2001
肝付町	総務課 消防交通係	肝属郡肝付町新富 98	TEL 0994-65-2511 FAX 0994-65-2521
南大隅町	総務課 消防交通係	肝属郡南大隅町川北 22 6	TEL 0994-24-3111 FAX 0994-24-3119
出水市	くらし安心課	出水市緑町 1-3	TEL 0996-63-4130 FAX 0996-63-6680

※ 県内及び当該町に隣接する市町、相互応援協定締結町

【その他の機関】

名 称	担当部署	所在地	電話・FAX メールアドレス
大隅肝属地区 消防組合	南部消防署	錦江町城元 1055	TEL 0994-22-1199 FAX 0994-28-3120 Nanbu@kimotsuki.jp
日本郵便	大根占郵便局 神川郵便局 田代郵便局	錦江町城元 1058-2 錦江町神川 3244-3 錦江町田代麓 742-1	0994-22-0042 0994-22-0902 0994-25-2042

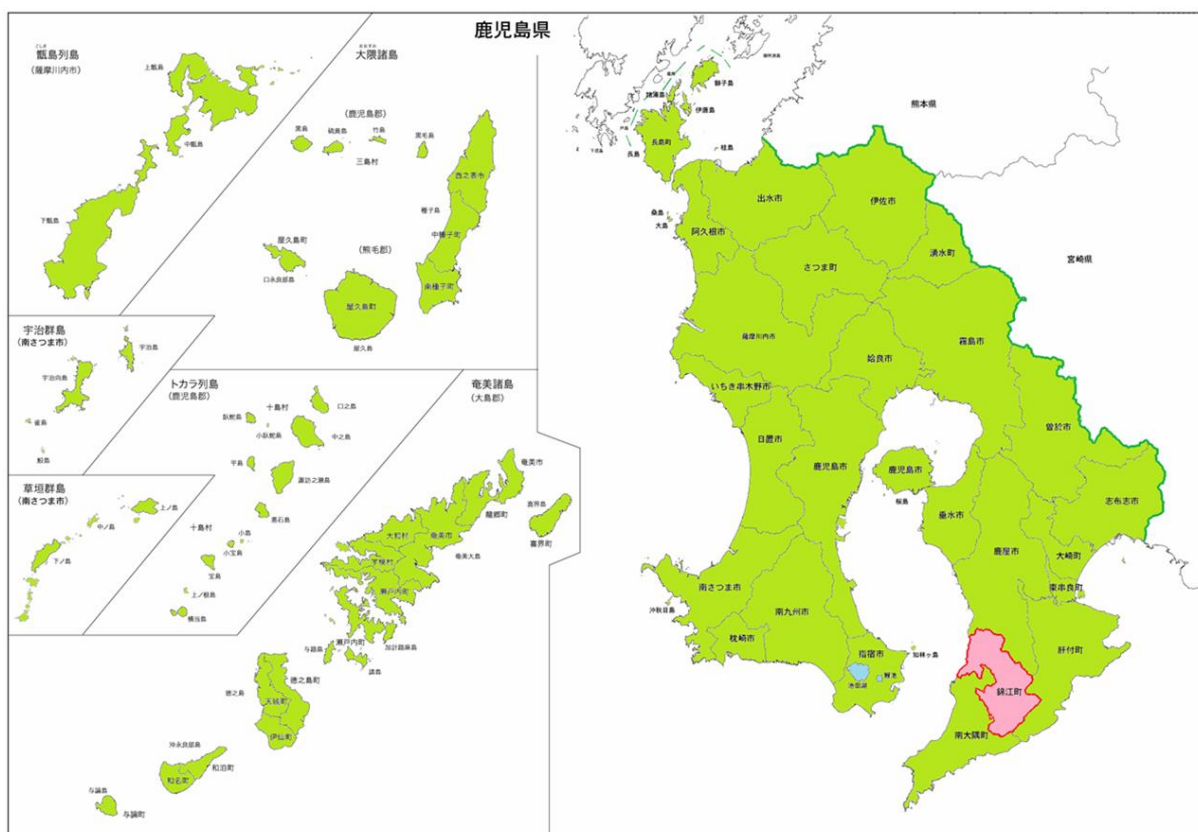
第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとする。

1 地 形

町は、鹿児島県大隅半島の中南部に位置し、東は肝付町、南は南大隅町、北は鹿屋市と接し、西は鹿児島湾に面している。

面積は全体で163km²であり、県全体の1.8%を占めているが、地域内の可住面積比率は23%となっている。



地理的条件の違いにより海岸部（錦江湾沿岸）と内陸部により、気候も異なっており、内陸部の高地にある田代地区では気温が比較的低くなっている。

また、出水期においては、南～南東風が卓越した場合、田代地区で激しい雨となることが多く、特に雄川上流域の本流及び支流においては、山間部であっても大根占地区の神川流域と同様に氾濫が発生する場合もあり、町内全域にわたって降水現象による主要幹線道路等も斜面崩落などによる閉塞が懸念される。

3 人 口

2024年1月現在の町人口は、すでに6400名を割り込んでおり、本計画の策定当時（平成19年2月）と比較すると、U・Iターン政策に努力してはいるものの、人口減少に歯止めが利かない状態となっている。65歳の高齢者層が人口の約47%に達しており、後期高齢者層は26%以上に達しているため、高齢化率上昇による避難行動の遅れが大いに懸念される場所である。

人口分布は、大根占地区が7割強で田代地区が3割弱となっており、特に錦江湾沿いの海岸地帯に5割が集中している。

4 道路の位置等

主要道路は、南北に延びて南大隅町及び鹿屋市に繋がっている国道269号線が海岸地帯にあり、山間部を縦断する県道68号線（鹿屋吾平佐多線）がある。また、町を東西に横断し、肝付町と繋がっている国道448号線が主要な動脈となっている。



5 港湾の位置等

本町の港湾（大根占港）には、城ヶ崎物揚場と堂之元物揚場がある。城ヶ崎の物揚場は、満潮時において、最大水深約 3 m、延長 4 1 6 m に小型船クラスの船舶が寄港可能で、堂之元物揚場は同じく満潮時に最大水深約 3 m、延長 3 1 8 m となっている。また、隣接町（南大隅町）もフェリーが利用可能で、平日 4 便、休日 5 便の運航が根占港から指宿山川港の間で行われている。

大根占、堂之元とも、船舶の場合は小型のものしか接岸できないが、海上自衛隊の L C A C（ホバークラフト型揚陸艇「エアークッション艇 1 号型」：最大積載量 5 0 t）又は、輸送艇 1 号型を使用した場合は、大根占、堂之元両港はもちろん、砂浜を持つ地域であれば、接岸し、人員物資の輸送は可能である。

6 自衛隊施設等

自衛隊施設は、海上自衛隊鹿屋航空基地が隣接する鹿屋市に所在するとともに、同市内古江港（鹿屋港）を同基地所属の支援船 2 隻が定係港としている。

7 その他

石油コンビナート等は日石石油備蓄基地が錦江湾対岸の鹿児島市喜入に所在し、志布志国家石油備蓄基地が東串良町と隣接する肝付町にまたがって所在している。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象としている。

1 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態の類型

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

ア 着上陸侵攻

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃

ウ 弾道ミサイル攻撃

エ 航空攻撃

(2) 類型ごとの特徴

ア 着上陸侵攻の場合

島国である我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は侵攻正面で海上・航空優性を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる着上陸侵攻を行うこととなる。

特徴	- 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 - 他国の艦艇、航空機の集結の状況、我が国へ侵攻する艦隊等の針路を勘案して武力攻撃予測事態における住民避難の地域及び避難先の検討を行うことも想定される。 - 艦艇により上陸を行う場合は、揚陸艦（艇）が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 - 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が揚陸艦（艇）等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。 - 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイル又は巡航ミサイル若しくは艦砲による攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 - 被害は、主として爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災及び人員の死傷等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。
留意点	事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、侵攻部隊の排除後の復旧が重要な課題となる。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

特 徴	・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が称することも考えられる。 ・ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設、自衛隊施設等に対する警戒が必要である。 ・ 少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は重要道路、橋梁や施設の破壊、電気・通信インフラの寸断及び要人等の誘拐又は殺害等が考えられる。 ・ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害も想定される。
留 意 点	・ ゲリラや特殊部隊の危害が住民人及び恐れがある地域においては、県、市町村、県警察は、第10管区海上保安本部及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等、適切な対応を行う。 ・ 事態の状況により、知事が緊急通報を発令したり、市町村長又は知事が退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行う必要がある。

ウ 弾道ミサイル攻撃の場合愚見尋ねる

特 徴	・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 ・ 極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又核弾頭）を着弾前に特定することは不可能であるとともに、弾頭の種類に応じて被害の様相及び対応は大きく異なる。 ・ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭と比較し被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等及び人員の死傷が考えられる。
留 意 点	・ 弾道ミサイルは、発射後短時間で着弾するため、迅速な情報伝達体制（全国瞬時警報システム「J-ALERT」の活用等）と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、堅牢な建造物（できれば地下施設）内への避難や消火活動が中心となる。

エ 航空攻撃の場合

特 徴	・ 弾道ミサイル攻撃に比べて兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは攻撃開始の時点まで不可能である。 ・ 航空攻撃を行う側の意図及び使用される兵器の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを侵攻国は企図するので、都市部が主要な目標となることも想定できる。 ・ ライフラインのインフラ施設が目標となる事もあり得る。 ・ 航空攻撃は、その意図が達成するまで繰り返し行われる。 ・ 使用される兵器の搭載するものが通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災及び人員の死傷等が考えられる。
留 意 点	・ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに堅牢な建造物（できれば地下施設）内への避難等の避難措置を広範囲に指示する

点	必要がある。 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃の恐れがある場合は、航空攻撃による被害とともに二次被害発生の恐れがある。
---	---

(3) NBC攻撃の場合の対応

ア 核兵器等

特徴	- 核兵器を用いた攻撃（以下、「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は、放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生じる。 - 核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊及び人員の死傷に加えて放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 - 残留放射線は、②爆発時に生じた放射性降下物からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。 - このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の放射性降下物は爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 - 放射線降下物は爆発による上昇気流によって上空へ吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 - 放射性降下物が皮膚付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸引することや、放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生する恐れがある。
留意点	- 避難に当たっては、爆心地の風下を避け、手袋、防止、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや、汚染された疑いのある水や食物摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 - 汚染地域への立ち入り制限を行い、避難の誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 - ダーティーボムは爆発物と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模であるが、爆発の被害と放射線による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

イ 生物兵器

特徴	- 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明した時にはすでに被害が拡大している可能性がある。 - 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の程度が異なるが、ヒトを媒介とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染による被害が地球規模で拡大することが考えられる。 - 生物兵器は、殺傷力が高いものの、多くの国々からその使用が非難的となり、加えて現在の交通機関の発達程度からすると短期間に地球規模で感染被害が拡大してしまい、侵攻国自体にも影響が発生しかねない。一方、生物兵器は感染から発症までに潜伏期間を持つものであるため、侵攻しようとする目的地にその使用を流
----	--

	布するだけでも十分な脅威を与え得る。そのため、情報戦（心理戦）による恫喝に利用される場合も考えられる。
留意点	厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、蔓延防止を行うことが重要である。

ウ 化学兵器

特徴	- 一般に化学剤は、地形・気象の影響を受けて風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地を這うように広がる。 - 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 - 化学剤は、砲弾若しくは爆弾、又はミサイルの弾頭に充填されて使用され、飛散した薬剤や気化したガスに接する又は吸引することで効能を発揮する。主に神経伝達の阻害、呼吸器障害、皮膚や眼の「びらん」を引き起こして人員を殺傷するほか、幻覚作用や気力の喪失などが目的で使用されるが、使用後は時間経過とともに無力化するものがある一方、薬剤が付着したものから被害を受ける場合もあり、二次被害防止のための除染が必要なものなど、薬剤によって様々な特徴を持っている。 ごく一部の非致死性のものを除き、大量破壊兵器であるが故に現在は生物兵器とともに国際条約でその使用が禁止されている。
留意点	国、市町村等関係機関との連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 - 化学剤は、時間経過とともに無力化しないものもあるため、汚染された地域を除染して当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

（１） 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	主な被害の概要
① 原子力事業所等の破壊	- 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 - 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
② 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に障害が生じる。
③ 危険物積載船への攻撃	危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等、茶会経済活動に障害が生じる。
④ ダムの破壊	ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	主な被害の概要
① 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ② 列車等の爆破	・ 爆破により施設等が崩壊した場合には、人的被害は多大なものとなる。
② 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に障害が生じる。
③ 危険物積載船への攻撃	・ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等、茶会経済活動に障害が生じる。
④ ダムの破壊	・ ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事 態 例	主な被害の概要
① ダーティーボム等による放射能の拡散	・ ダーティーボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ ダーティーボムの放射線によって正常な細胞機能が傷つけられると、後年、がんを発症することもある。
② 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	・ 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
③ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	・ 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
④ 水源地への毒素等の混入	・ 飲料水摂取による人的・農畜産物等への被害がある。

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事 態 例	主な被害の概要
① 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ② 弾道ミサイル等の飛来	・ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・ 攻撃目標施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に障害が生じる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び所掌事務等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課の平素の業務、職員の参集基準について定める。

1 町の各課における平素の業務（法 41 関連）

町の各課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

※【町の各課における平素の業務】

課 名	平素の業務
総務課及び 政策企画課	・ 国民保護協議会の運営に関すること。 ・ 町国民保護対策本部に関すること。 ・ 避難実施要領の策定に関すること。 ・ 住民の避難誘導に関すること。（消防団協力要請業務） ・ 特殊標章等の交付等に関すること。 ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・ 国民保護措置についての訓練に関すること。 ・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 など
介護福祉課、 健康保険課及び 住民生活課	・ 避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 ・ 廃棄物処理に関すること（し尿を含む。）。 ・ 埋葬に関すること。 など
建設課及び 産業建設課	・ インフラ復旧に関すること。 ・ 上下水道に関すること（農業集落排水を含む。）。 など
教育委員会	・ 児童、生徒の安全に関すること。 ・ 学校施設の復旧に関すること。 など
産業振興課及び 産業建設課	・ 食糧の確保及び備蓄に関すること。 など
住民税務課及び 住民生活課	・ 安否情報の収集体制の整備に関すること。 など
その他の課	・ 相互応援に関すること。 など

※ 国民保護に関する業務の総括、各課感の調整、企画立案等については、総務課長等の国民保護担当責任者が行う。

2 町職員の参集基準等（法 41 関係）

（1）職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合の初動対応に万全を期すため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

（2）24時間相応態勢の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、大隅肝属地区消防組合との連携を図るなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な態勢を確保する。

（3）町の体制及び職員の参集基準

町は、事態の状況に応じた適切な措置を講じるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
① 情報収集体制	総務課・政策企画課職員を参集
② 町危機対策本部体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③ 町国民保護対策本部体制	全ての町職員を本庁又は支所に参集

【事態の状況に応じた初動態勢の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	町の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	町の全課での対応が必要な場合（現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案が発生を把握した場合）		②
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		町の全課での対応が必要な場合（現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

※ ①の体制を整えるか否かの判断は、総務課長が行うものとし、②の体制を整えるか否かの判断は、町長が行うものとする。

（4）幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

（5）幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長及び町対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする他、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき副町長がこれにかわるものとする。また、町長及び副町長ともに不在等によって町が実施する業務に係る決裁ができない場合は、錦江町例規「錦江町長の職務代理者を定める規則」（平成17年3月22日規則第5号）（以下、「規則」という。）の定めるところにより、総務課長がその職を代行するものとする。

それ以降の継承順位については、規則第3条の規定による。

【町対策本部長及び町対策副本部長の代替職員】

職 名	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
町 長 （対策本部長）	副町長	総務課長	規則3条のとおり。
兼掌助役 （対策本部副本部長）	総務課長	規則第3条に準じる。	同 左

（6）職員の所掌業務

町は、（3）①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

体 制	所 掌 事 務
① 情報収集体制	・ 県及び関係機関からの情報収集 ・ 県及び関係機関への情報提供・連絡 ・ 通信の確保
② 町危機対策本部体制	・ 町国民保護対策本部の対策部、班に準じた所掌業務による。
③ 町国民保護対策本部体制	・ 町国民保護対策本部の対策部、班の諸所事務による。

（7）交代要員の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

ア 交代要員の確保、その他職員の配置

イ 食糧、燃料等の備蓄

ウ 非常用発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保 . . . 等

3 消防機関の体制 （法 41 関係）

（1）初動時の消防機関の連携体制

町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置

が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。また、町は県と連携し、消防団に対する国民保護措置について研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続き等 (法 6 関係)

初動時の消防機関との連携体制

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1、第 5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの。 (法第 70 条第 1、第 3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申し立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	

第 2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、等、その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための

連携体制もかつようし、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保（法 35③④関係）

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるよう留意する。

2 県との連携（法 3④、16④関係）

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部課室名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、避難経路や輸送手段等の選定、避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議（法 35⑤関係）

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路に係る武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

町は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町間の連携を図る。

4 指定公共機関との連携（法 3④関係）

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関とともに肝付医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の輸送等について必要な協力が得られるよう、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的物理的ネットワークとの連携の確保を図る。

【関係機関との協定一覧】・・・ 資料編に掲載とする。(現在協定書なしにより未作成)

5 ボランティア団体等に対する支援 (法 4③関係)

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ日本赤十字社鹿児島県支部、町社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された鹿児島県非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても、情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルート多重化や、停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。また、非常通信体制の確保に当たっては、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・整備面	・ 非常通信設備等の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段（有線、無線系、地上系、衛星系等による伝送路の多重化）、関連機器の二重化等、障害発生時における機能喪失の防止を図る。
	・ 武力攻撃災害時に置いて確実に利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が断たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的活用を図る。
	・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・ 国民に情報を提供するに当たっては、防災強制無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収取・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時

かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達の体制

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達の方法等について予め定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や町社会福祉協議会との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線について、デジタル化の推進や屋外スピーカーの可聴範囲の拡大を図る。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ARLERT）の整備

町は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ARLERT）を整備する。

(3) 県警察等との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安署等との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への通知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」（平成17年7月6日。消防運第17号国民保護運用室長通知））については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに、町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県と

の役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（以下、「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、「安否情報システム」を用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| 1 避難住民（負傷した住民も同様）
① 氏名（フリガナ）
② 出生の年月日
③ 男女の別
④ 住所（郵便番号を含む。）
⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別できるものに限る。）
⑦ 現在の居所
⑧ 負傷又は疾病の状況
⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
⑩ 安否情報の回答等への回答の希望
ア 親族・同居者への回答希望
イ 知人への回答希望
ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意
2 死亡した住民
（上記①～⑥に代えて）
⑪ 死亡の日時、場所及び状況
⑫ 遺体が安置されている場所 |
|---|

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所

等、安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいて予め把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、予め情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
令和 年 月 日 時 分							
肝属郡錦江町							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 令和 年 月 日							
(2) 発生場所 肝属郡錦江町 番地（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的物的被害状況							
町 名	人的被害				住家被害		その他
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 症	軽 傷			
	人	人	人	人	棟	棟	

※ 可能な場合、死者について死亡地の町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入して下さい。

町 名	年月日	性 別	年 齢	概 況

(2) 担当者の育成

町は、予め定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等に必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の修得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練の在り方について必要な事項を以下のとおり定める。

1 研 修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所及び県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※ 【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※ 【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓 練 (法 42 関係)

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防団、大隅肝属地区消防組合、県警察、海上保安署、自衛隊等との連携を図る。また、これによりNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含

む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に組み合わせる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等からの意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 町は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 町は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震発生時等のための計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 町は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

1 避難に関する基本的事項

（1）基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等に必要な基礎的資料を準備する。

※ 【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
（※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口データ）
- 避難行動要支援者名簿
- 区域内の道路網リスト
（※ 避難経路として想定される国道、県道、町道等の道路リスト）
- 輸送力のリスト
（※ バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力データ）
（※ バス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
（※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
（※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
（※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
（※ 消防本部・署の所在地一覧、商簿団長の連絡先）
（※ 消防機関の装備資機材のリスト）
- 避難行動要支援者の個別避難計画

（2）隣接する市町との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から隣接する市町と想定される避難経路や祖語の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

（3）高齢者、障害者等、避難行動要支援者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等、自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係課を中心とした横断的な「避

難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素からこれら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的余裕がない場合においては、学校・事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から学校・事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成 (法 61 関係)

町は、関係機関（教育委員会などの町の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安署等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンを予め作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整 (法 76 関係)

町は、県からの救援の一部の事務を当該町において行うこととされた場合や、町が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時等における町の活動状況等を踏まえ、予め県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 (法 79 関係)

町は、県と連携して運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の輸送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する当該町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

① 保有車両等（定期路線バス、船舶等）の数、定員

- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など。
- 輸送施設に関する情報
- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 港湾・漁港 (港湾・漁港名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 輸送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の輸送を円滑に行うため、県が保有する町の区域に係る輸送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収用人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連携体制を整備する。また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日。閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、県担当窓口部局】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所轄省庁名	県担当 窓口部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	地域政策課 危機管理課
	2号	ガス工作物	経済産業省	消防保安課
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	生活衛生課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	財政課
	6号	放送用無線設備	同	—
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	港湾空港課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	同	同
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	河川課 農地整備課
第28条	1号	危険物	総務省・消防庁	消防保安課
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	薬務課
	3号	火薬類	経済産業省	消防保安課
	4号	高圧ガス	経済産業省	消防保安課

	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	危機管理課
	6号	核原料物質	同	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	危機管理課
	8号	毒劇物（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	—
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	消防保安課
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	畜産課 保健医療福祉課 危機管理課
	11号	毒性物質	経済産業省 厚生労働省	—

（２）町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて以下の警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安署等との連携を図る。

- ア 来場者確認の徹底等の不審者対策
- イ 警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認
- ウ 職員及び警備員による見回り・点検
- エ ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄との関係（法 142～146 関係）

（1）防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

（2）国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護衣や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び県の整備の状況も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など。

（3）県との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定を予め締結するなど、必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

（1）施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭に置きながら、その管理する施設及び設備について整備し又は点検する。

（2）ライフライン施設の機能の確保

町は、その管理する上水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の

整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他、土地の及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータを活用しつつ整備し、その適切な保存を図り並びにバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を局限するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。したがって、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発（法 43 関係）

（1）啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して国民保護措置の重要性について連続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど、実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

（2）防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

（3）学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の醸成のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、町は弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロ行為、又はテロ行為と疑われる事象が発生した場合などに住民がとるべき処置についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら住民に周知するよう努める。

さらに、町は、日本赤十字社鹿児島支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当についても普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡態勢の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではない事も多いと考えられ、町は武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。また、他の市町村において攻撃が発生している場合や、何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動態勢を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、町の初動態勢について以下のとおり定める。

1 町の初動態勢の確保

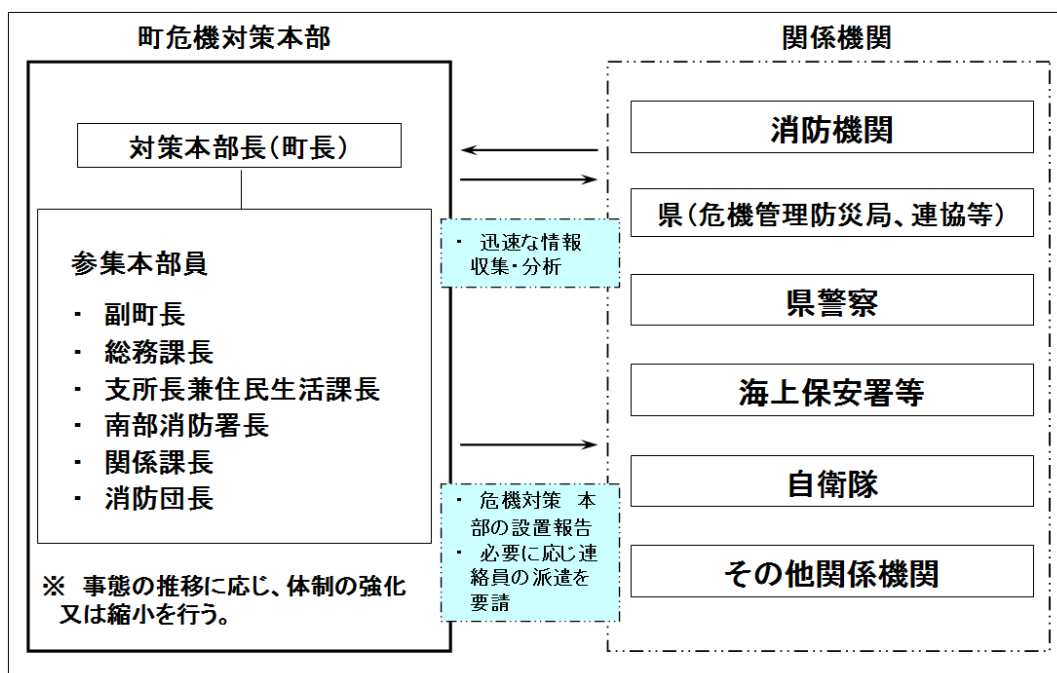
(1) 情報収集態勢

町は、当該区域や周辺の海域において、武力攻撃災害等の兆候を把握した場合や武力攻撃事態等の認定が行われたものの、本町に対して町対策本部設置の指定がない場合で総務課長が必要と認めたときは、速やかに情報収集態勢を整え、情報収集に努めるとともに、県及び関係機関との連絡態勢を確保する。

(2) 町危機対策本部等の設置

ア 町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握し場合においては、速やかに県、県警察及び消防機関に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対応するため、町危機対策本部を設置する。町危機対策本部は、町対策本部員のうち総務課長など、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。

※【町危機対策本部の構成等】



イ 町危機対策本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関等の関係者に対して迅速に情報提供を行うとともに、町危機対策本部を設置した旨について県及び町議会に連絡を行う。

この場合、町危機対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(3) 初動措置の確保

町は、町危機対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定或いは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により災対法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するならの必要な措置を行う。

町は、警職法に基づき警察官の行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。また、政府による事態認定がなされ、町に対し町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は必要に応じて国民保護法に基づき避難の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置を行う。

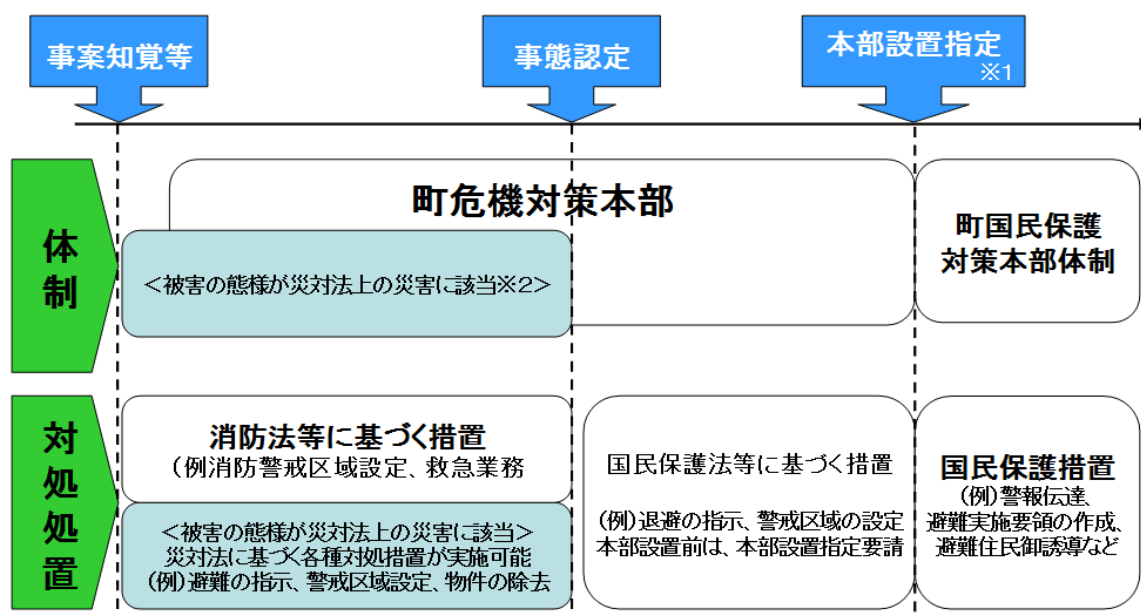
(4) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認める時は、県や他の市町村当に対し支援を要請する。

(5) 町国民保護対策本部への移行に要する調整

町危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、町危機対策本部は廃止する。

町対策本部の設置前に災対法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合は、すでに講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講じるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合が多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定の本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災対法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合、又は武力攻撃事態等の認定が行われたが、町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報収集体制を立ち上げ、又は町危機対策本部を設置して即応体制の強化を図る。

この場合において町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置（法 27～30 関係）

（1）町対策本部の設置の手順（法 27①関係）

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）及び知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定を受ける。

イ 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。

町長は、町対策本部を設置したときは、県及び町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

ウ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、防災行政無線及びその他の通信手段を駆使し、町対策本部に参集するよう連絡する。

エ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、町本庁舎2階総務課に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

オ 交代要員の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食糧、燃料等の備蓄、非常用発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等、町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設を予め指定する。

なお、事態の状況に応じ、町長の判断により指定した予備施設の中から町対策本部を設置する。また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

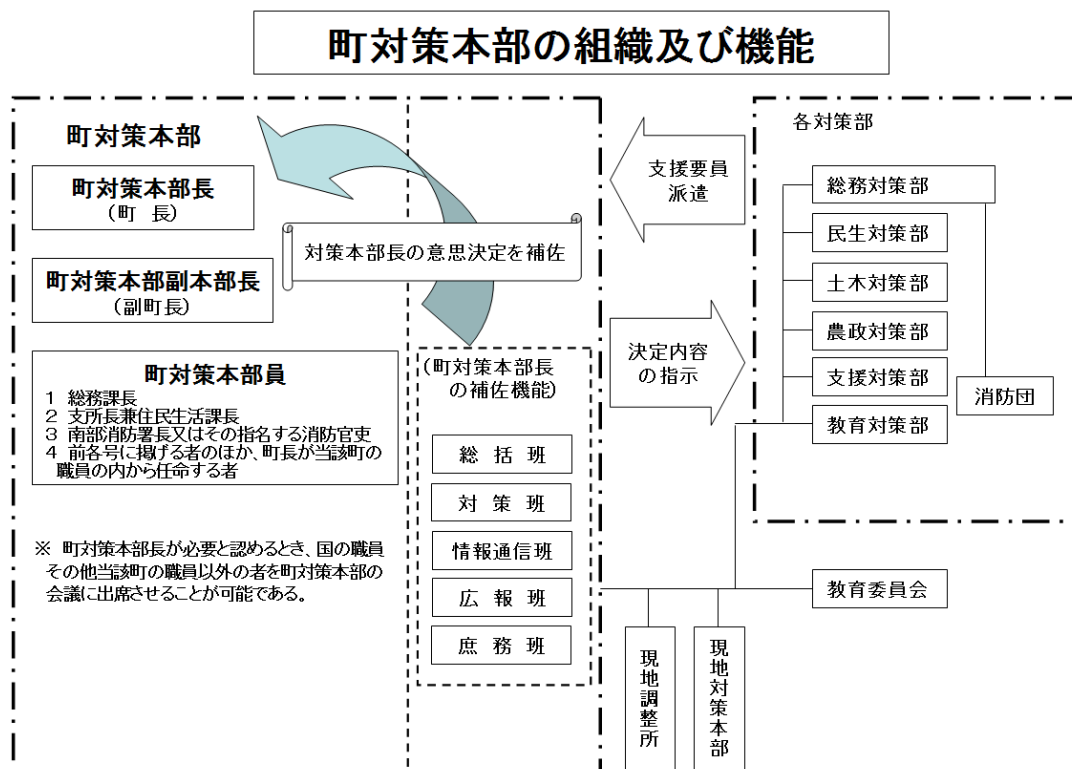
（2）町対策本部を設置すべき指定の要請（法 26②関係）

町長は、町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指

定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能（法２８④関係）

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



※ 町対策本部における決定内容等を踏まえて、各課において措置を実施するものとする。（町対策本部には、各課から支援員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）

※ 【町の対策本部の組織及び編成】

本部長	町長	副本部長	副町長
本部員		教育長、消防団長、総務課長、支所長兼住民生活課長、消防署長、各班長又は副班長	
本部対策班名	班長	副班長	機能
総括班	総務課 消防交通主幹	住民生活課 消防交通係	- 町対策本部会議の運営に関する事項 - 情報通信班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定にかかる補佐 - 町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	総務課 総務 T L	住民生活課 民生 T L	- 町が行う国民保護措置に関する調整 - 他の市町に対する応援の求め、件への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広報応援に関する事項 - 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	総務課 総務 T L	総務課電算係、 財政係	- 以下の情報に関する国、県、他の市町等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○被災情報 ○避難や救援の状況 ○災害への対応状況 ○安否情報 ○その他統括班から収集を依頼された情報

			- 町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 - 通信回線や通信機器の確保
広報班	政策企画課長	政策企画ＴＬ 広報係	被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	総務課 総務ＴＬ	住民生活課総務係	- 町対策本部員や町対策本部職員のローテーション管理 - 町対策本部員の食糧の調達等庶務に関する事項

※ その他の町本部対策班の要員は、総務課、住民生活課、政策企画課の課員から各班長が任命する。

※ 【町の対策本部における武力攻撃事態における業務】

部	担当課	武力攻撃事態等における業務
総務対策部	総務課 住民生活課 政策企画課	- 町国民保護対策本部の庶務に関すること。 - 特殊標章等の交付等に関すること。 - 各課、消防団、各機関との連絡調整に関すること。 - 武力攻撃事態等の情報収集、伝達に関すること。 - 被害の状況調査、情報収集、報告に関すること。 - 武力攻撃事態等の記録に関すること。 - 広報に関すること。 - 配備要員の管理に関すること。 - 武力攻撃事態等対策に必要な財政措置に関すること。 - 自衛隊派遣要請に関すること。 - 避難実施要領の策定に関すること。 - 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急情報の内容の伝達に関すること。 - 町有財産の災害調査及び通報に関すること。 - 町有財産の武力攻撃事態等対策に関すること。 - 商工関係の災害調査及び報告に関すること。
民生対策部	介護福祉課 健康保険課 住民税務課 住民生活課	- 避難施設の運営体制及び応急救護体制に関すること。 - 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制に関すること。 - 日本赤十字社との連絡に関すること。 - 義援金品に関すること。 - 災害弔慰金及び見舞金等に関すること。 - 救援状況の報告に関すること。 - 医療機関との連絡及び指示に関すること。 - 医療、医薬品、食糧等の供給体制及び災害対策資材に関すること。 - 災害時の清掃、防疫、防疫維持及び廃棄物処理に関すること。 - 伝染病、その他の人的被害調査及び防疫に関すること。 - 埋葬に関すること。 - 廃棄物の処理に関すること。 - 安否情報の収集・提供に関すること。
土木対策部	建設課 産業建設課	- インフラの被害状況調査、報告及び復旧に関すること。 - 県土木事務所との連絡に関すること。 - 上下水道に関すること。
教育対策部	教育課	- 児童・生徒の安全に関すること。 - 教育（学校）施設の災害対策、被害状況調査、報告及び復旧に関すること。
農政対策部	産業振興課 産業建設課	- 農林水産物資源、施設等の被害状況調査及び報告に関すること。 - 災害用物資の入手及び斡旋に関すること。 - 食料の確保及び備蓄に関すること。

支援対策部	その他の 各課	・ 相互応援に関すること。 ・ 各課の応援に関すること。
-------	------------	---

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

※【町対策本部における広報体制】

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等の他、様々な広報手段を活用して住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

(イ) 町国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。

(ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 町現地対策本部の設置（法 28⑧関係）

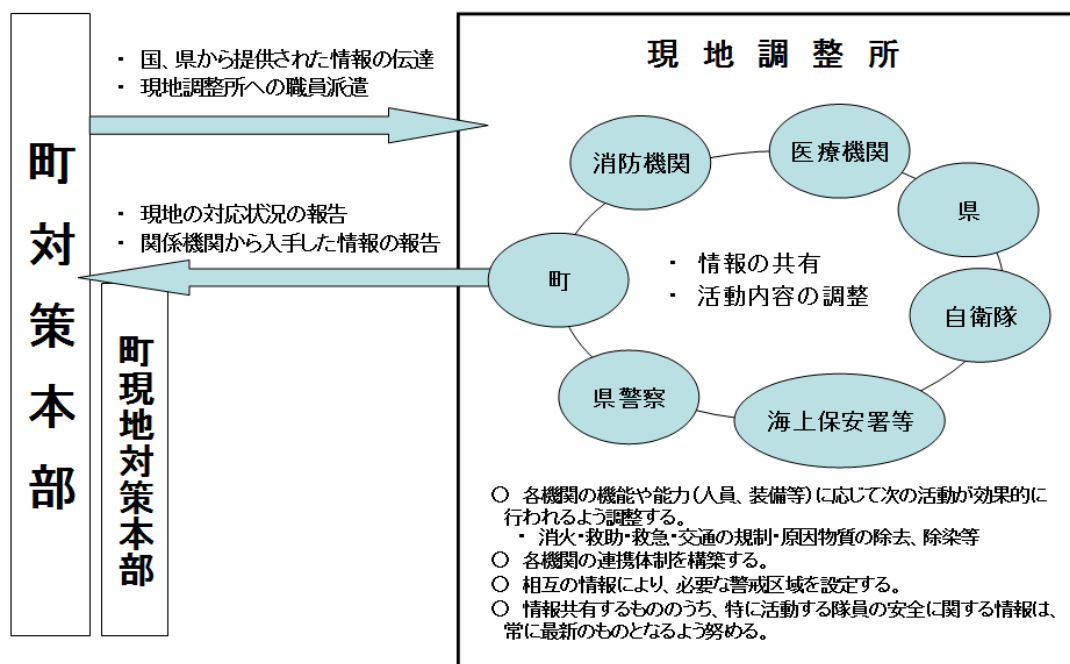
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要と認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員の内から町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣し関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所の組織編成】



(7) 町対策本部長の権限（法 29⑤～⑩関係）

町対策本部長は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法 29⑤関係）

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請（法 29⑥⑦関係）

町対策本部長は、県対策本部長に対して県並びに指定公共機関等が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において町対策本部長は、総合調整を要する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報提供の求め（法 29⑧関係）

町対策本部長は、県対策本部長に対し町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行う必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法 29⑨関係）

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 町教育委員会に対する措置の実施の求め（法 29⑩関係）

町対策本部長は、町教育委員会に対し町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、所要の措置を講じるよう求める。

この場合において、町対策本部長は措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

カ 町対策本部の廃止（法 30 関係）

町長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）及び知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

町長は、対策本部を廃止したときは、県及び町議会に町対策本部を廃止した旨を連絡する。

2 通信の確保

（1）情報通信手段の確保

町は、携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

（2）情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

（3）通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講じるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、その他の市町村、指定公共機関等、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携（法 3④関係）

（1）国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行う等により、密接な連携を図る。

（2）国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。加えて、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関等の長への措置要請等

（1）知事等への措置要請（法 16④関係）

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事、その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

（2）知事に対する指定行政機関等の長への措置要請（法 16⑤関係）

町は、町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し指定行政機関等の長へ要請を行うよう求める。

（3）指定公共機関等への措置要請（法 21③関係）

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関等に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し、必要な要請を行う。

この場合において、町は当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等 (法 20 関係)

- (1) 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当する自衛隊鹿児島地方協力本部長又は町の国民保護協議会委員である隊員(海上自衛隊第1航空群鹿屋航空基地隊司令(鹿屋航空基地))を通じて、陸上自衛隊にあっては当地区を担当区域とする西部方面総監、海上自衛隊にあっては、当区域を警備区域とする佐世保地方総監、航空自衛隊にあっては当区域を担当区域とする西部航空方面隊司令官等を介し防衛大臣に連絡する。
- (2) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法(昭和29年法律第165号)第78条)及び知事の要請に基づく出動(同法第81条)により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求(法 17 関係)
- ア 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。
- イ 応援を求める市町村との間で予め相互応援協定等が締結されている場合には、その相互協定等に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援の要求(法 18 関係)
- 町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等に基づき明らかにする。
- (3) 事務の一部の委託(法 19、令 4 関係)
- ア 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託する時は、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は上記事項を公示するとともに県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに町議会へ報告する。

5 指定行政機関等の長等に対する職員の派遣要請（法 151～153 関係）

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関等の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 町は、(1) の要請を行うときは県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1) の職員の派遣について斡旋を求める。

6 町の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等（法 17、19 関係）
- ア 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- イ 他の市町村から国民保護措置の求めがあった場合、町長は所定の事項を町議会に報告するとともに、町は公示を行い県に届け出る。
- (2) 指定公共機関等に対して行う応援等（法 21②関係）
- 町は、指定公共機関等の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の期間が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援
- 町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。
- (2) ボランティア活動への支援
- 町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。また、町は安全の確保が不十分であると判断した場合には、県及び町社会福祉協議会と連携してボランティア関係団体と協力し、被災地又は避

難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受け入れ体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受け入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受け入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受け入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請 (法 4 関係)

町は、国民保護法の規定により次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮する。

なお、住民による協力は、住民の自発的な意思に委ねられるものであるので、要請に当たり強制しないよう配慮する。

(1) 避難住民の誘導 (法 70 関係)

(2) 避難住民等の救援 (法 80 関係)

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 (法 115 関係)

(4) 保健衛生の確保 (法 123 関係)

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達（法 47 関係）

（1）警報の内容の伝達

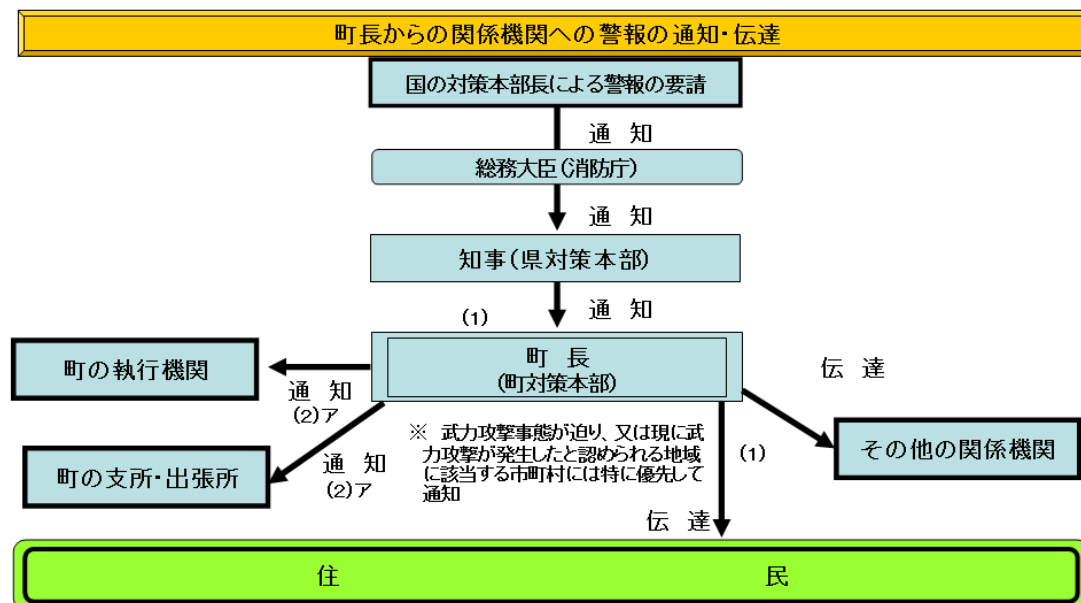
町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに受信した旨を連絡し、予め定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

（2）警報の内容の通知

ア 町は、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 町は、警報が発令された旨の報道発表について速やかに行うとともに、町のホームページ(<http://www.town.kinko.lg.jp/>)に警報の内容を掲載する。

※ 町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みは下図のとおり。



町長は、ホームページ(<http://www.town.kinko.lg.jp/>)に警報の内容を掲載
警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか、拡声器を活用するなどにより行う。

2 警報内容の伝達方法（法 47 関係）

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報の伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報を防災行政無線、ホームページへの掲載等により周知を図る。

- ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。

(イ) なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- (2) 町長は、消防機関と連携し、或いは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部・消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うこととされている。消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を生かした効率的な伝達が行われるように配慮する。また、町は県警察の保有する手段を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には避難行動要支援者について、防災・福祉関係課との連携の下で避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則としてサイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

知事は、武力攻撃災害が発生した場合、又は正に発生しようとしている場合、住民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令することとされている。

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

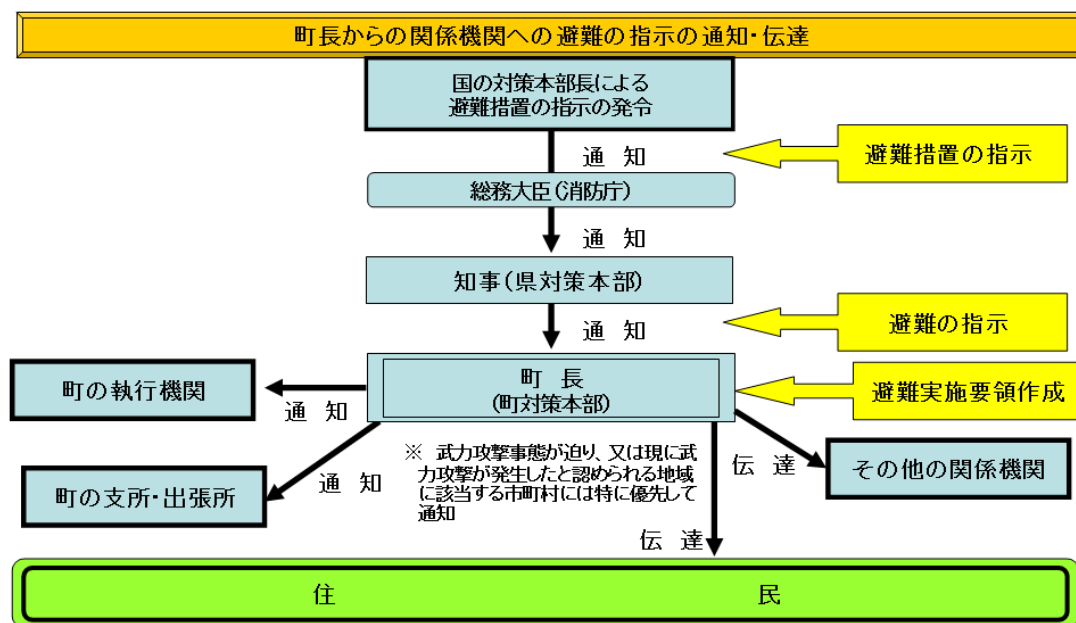
第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について以下のとおり定める。

1 県からの避難の指示の通知・伝達

- (1) 町長は、県を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け、又は通知を受けた場合には、速やかに受信した旨を連絡する。
- (2) 町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

※ 避難の指示の流れについては、下図のとおり。



※ 町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難の指示の通知・伝達

町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じ

て、その内容を住民に対して迅速に伝達する。

3 避難実施要領の策定 (法 61 関係)

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに予め策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安署等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合、又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

- ・ 避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他、避難の実施に関し必要な事項

※【県国民保護計画の避難実施要領の記載項目】

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての注意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 町職員、消防職団員の配置等
- ク 高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 観光客等への対応
- コ 要避難地域における残留者の確認
- サ 避難誘導中の食糧の支援
- シ 避難住民の携行品、服装
- ス 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点を考慮する。

ア 避難指示の内容の確認

(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)

- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ウ 避難住民の把握
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による輸送））
- オ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
- カ 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、町長は国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県と通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

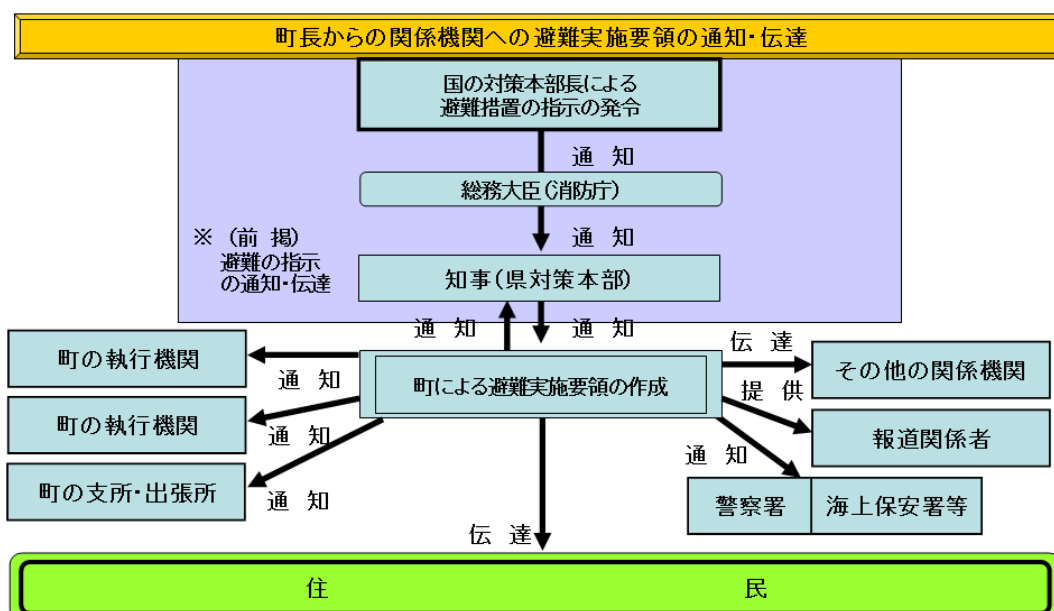
この場合において、町長は県を通じた国の対策本部長による意見聴取（「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適應できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

（3）避難実施要領の内容の伝達等（法61③関係）

町長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。

その際、住民に対しては迅速な対応が取れるよう、各地域の住民と関係する情報を的確に伝達するように努める。また、町長は直ちにその内容を町の他の執行機関、県、町の区域を管轄する消防署長、警察署長、海上保安部長等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合は、管区海上保安部）の長をいう。以下、同じ。）及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



4 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導（法 62 関係）

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員及び消防団長を指揮するとともに、大隅肝属地区消防組合と連携し避難住民を誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所を単位として誘導を行う。

ただし、緊急の場合にはこの限りではない。また、町長は避難実施要領に沿って避難経路の各要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を設置して誘導の円滑化を図る。加えて、職員には住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、厳正な態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では暗闇の中における視界の低下により、人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が避難経路の各要所において、状況に応じて夜間照明（灯光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、住民の不安軽減のため必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による輸送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うこととされている。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、

避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携（法 63、64 関係）

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等、又は国民保護の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長はその時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等、関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安軽減のために、可能な限り自体の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

町は、大規模集客施設の施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障害者への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、町社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して避難行動要支援者への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

(8) 残留者等への対応（法 66 関係）

避難指示に従わずに要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する

る情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付、環境省自然環境局総務課動物管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡）を踏まえ、以下の事項等について所要の措置を講じるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者である町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して直ちに住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請（法 18 関係）

町長は、避難住民の誘導に際して、食糧、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して必要な支援の要請を行う。

その際に、特に県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から避難住民の誘導に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて適切な措置を講じる。

(13) 避難住民の輸送の求め等（法 71、72 関係）

町長は、避難住民の輸送が必要な場合において、県との調整により運送事業者である指定公共機関等に対して避難住民の輸送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関等が正当な理由なく輸送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては県を通じて国の対策本庁に対し、指定地方公共機関にあつては県対策本部長にその旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置（法 69 関係）

町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第5章 救 援

町は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために、知事が行う救援に関する措置を補助する必要がある。また、知事から救援に関する措置を講ずべき指示があった場合には、町長は救護に関する措置を実施する必要があるため、救護の内容や実施方法等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施（法 76 関係）

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置の中で実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の搜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 遺体の搜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等（法 16、18 関係）

町長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、知事から事務の委託を受けた場合において、知事が日本赤十字鹿児島県支部に委託した救援の措置、又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社鹿児島県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の輸送の求め、(法 7 9 関係)

町長は、運送事業者である指定公共機関等に対し、緊急物資の輸送を求める場合は、避難住民の輸送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等 (法 75③、令 10、11 関係)

町長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」平成 2 5 年内閣府告示第 2 2 9 号。(以下、「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては、救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し内閣総理大臣に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請する。

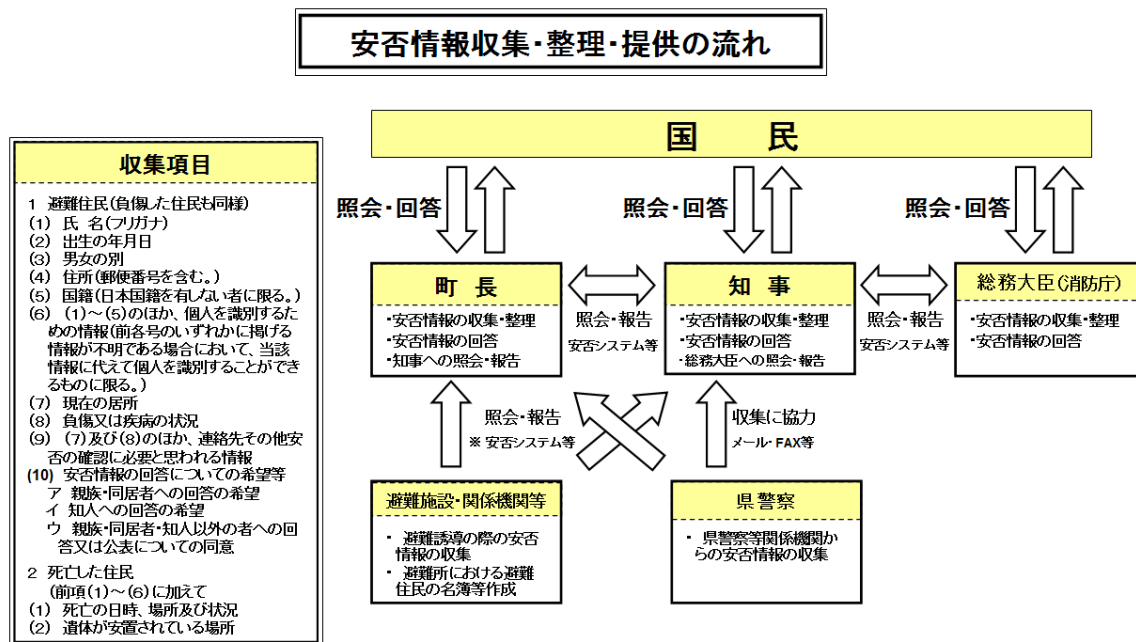
(2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに救援に関する措置を実施する。また、県と連携してNBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



※ 安否システム：消防庁安否情報システム

1 安否情報の収集 (法 94、令 23～25①関係)

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する諸学校等からの情報収集、県警察、指定地方公共機関への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式による。また、安否情報の収集は、避難所において避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報の収集協力

町は、安否情報を保有する輸送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性を確保できるよう努める。この場合において、重複している情報や、必ずしも真意が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理しておく。

2 県に対する報告 (法 94、令 25②関係)

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答 (法 95、令 26 関係)

(1) 安否情報の照会の受付

ア 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口で安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や、照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用される恐れがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 町は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報の保護への配慮

- ア 安否情報は、個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答に留めるものとし、負傷、又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

| | |---| | 4 | |---| 日本赤十字社に対する協力 (法 96 関係)

町は、日本赤十字社鹿児島県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、前項（２）及び（３）と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら、他の機関との連携の下で活動を行う必要があり武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方（法 97②、⑥関係）

（1）武力攻撃災害への対処（法 97②関係）

町長は、国や県の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害による被害を防除し、又は軽減するために必要な武力災害への対処に関する措置を講じる。

（2）知事への措置要請（法 97⑥関係）

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講じるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害による被害を防除し、又は軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し必要な措置の実施を要請する。

（3）対処に当たる職員の安全の確保（法 22 関係）

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や資機材の活用等、安全の確保のための措置を講じる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報（法 98 関係）

（1）町長への通報（法 98②関係）

消防官吏は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を町長に通報することとされている。

（2）知事への通知（法 98③関係）

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生する恐れがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、

自らの判断に基づき退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示（法 112 関係）

（１）退避の指示（法 112①～④関係）

ア 町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要があると認めるときは住民に対して退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は関係機関によりすでに設置されている場合には職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※ 【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など、屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。」

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、町長は被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に避難の指示をする。

イ 町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも屋内に留まる方が、より危険が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

（ア）NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何らの防護手段もなく移動するよりも、屋内において外気との接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

（イ）敵のゲリラや特殊部隊が隠密裏に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれる恐れが少ないと考えられるとき。

（２）退避の指示に伴う措置等（法 112③、④、⑥、⑦、⑧関係）

ア 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。ま

た、退避の指示の内容等について知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達を行う。

イ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保（法 22 関係）

ア 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員及び消防団員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、~~県警察~~及び海上保安署等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全確保に配慮する。

イ 町の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は必要に応じて県警察、海上保安署等及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避の方法等の確認を行う。

ウ 町長は、退避の指示を行う町の職員及び消防団員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定（法 114①関係）

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関からの助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 町長は、警戒区域の設定に際しては町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安署等及び自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる者以外の者に対し、当該区域

への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

ウ 警戒区域内では、必要と認められる場所に職員を配置し、県警察、海上保安署等及び消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講じるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう、現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき緊急時の連絡体制を確保する。

エ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保（法 22 関係）

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員等の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等（法 113、令 33 関係）

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生する恐れがあるときは、武力攻撃災害を拡大させる恐れがあると認められる設備及び物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大防止のために必要な限度において当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用又は収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障になるものの除去、その他必要な措置（工作物等を除去したときは保管）

4 消防に関する措置等（法 117、119 関係）

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職

団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消防活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害による被害を防除、又は軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備、資機材、人員及び技能等を活用し、武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で消防団が保有する装備・資機材等の能力に応じ、地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし、緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は必要に応じ直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受け入れ態勢の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮態勢の確立を図るなど、消防の応援の受け入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するため、消防長又は消防署長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援術同等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、負傷者等の搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携の取れた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害が生じることがないように、国の対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部

に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、消防機関、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のために必要な措置を行う。

イ その際、町長は必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安署等、又は自衛隊とともに現地調整所を設けて各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、町対策本部との連携を確保させる。

ウ 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては消防本部・消防署と連携し、その活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

エ 町長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県、その他の関係機関と連携した町の対処に関して以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保（法 102③関係）

（1）生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

（2）消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡態勢の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うこととされている。また、自ら必要があると認めるときも同様に支援することとされている。

（3）町が管理する施設の安全の確保（法 102③、④関係）

生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして可能な範囲で警備の強化等の措置を講じる。

この場合において、町長は必要に応じ、県警察、海上保安部長等、消防機関、その他の行政機関に対し支援を求める。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法 103、令 28、29 関係）

（1）危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し武力攻撃災害発生防止のため

に必要な措置を講ずべきことを命じる。

なお、避難住民の輸送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について町長が命じることができる対象及び措置

【対 象】

消防本部等所在町の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの。（国民保護法施行令第29条）

【措 置】

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒劇物については国民保護法第103条第3項第1号）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第3号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

（2）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱い者に対し必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、（1）のア～ウの措置を講じるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C 攻撃による災害の対処

町は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講じる。

このため、N B C 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

町は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に対処の現場における初動的な応急措置を講じる。

1 応急措置の実施（法114関係）

町長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、

退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施（法 107 関係）

町は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して汚染拡大防止のための措置を講じる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて所要の措置を講じる。

3 関係機関との連携（法 97⑥関係）

町長は、NBC 攻撃が行われた場合は、町対策本部において消防機関、県警察、海上保安署等、自衛隊、医療機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知識、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置するとともに、町長は現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報とともに県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

町は、NBC 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じる。

（１）核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。また、措置に当たる要員に防護服等を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ活動を実施させる。

（２）生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服等を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等関係機関と連携して保健所が行う消毒等の措置に協力する。

（３）化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服等を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

5 町長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限（法 108、令 31 関係）

町長は、知事より汚染の拡大を防止するための協力の要請があったときは、措置の実施に当たり県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。また、関係消防組合の管理者若しくは長も同様に権限を行使することとされている。

法該当号	対 象 物 件	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対して以下を命じる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命じる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3 号	死 体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄
5 号	建 物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封 鎖
6 号	場 所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

町長は、上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に同事項を当該措置の名宛人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を提示する。

ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講じる旨
2	当該措置を講じる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講じる時期
5	当該措置の内容

6 措置に必要な土地等への立ち入り（法 107、109、令 32 関係）

（１）町は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、その職員に他人の土地、建物その他の工作物又は船舶（以下、「土地等」という。）に立ち入らせることができる。

（２）他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。

（３）この場合において、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、予めその旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知する。

ただし、予め通知することが困難であるときは、この限りではない。

7 要員の安全確保 (法 22 関係)

町長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県及び県警察等の関係機関からの積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講じる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

被災情報の収集及び報告（法 126、127 関係）

- 1 町は、電話、町防災行政無線、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 2 町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安署等との連絡を密にする。
- 3 町は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号消防庁長官通知）に基づき電子メール、FAX等により直ちに被災情報第一報を報告する。
- 4 町は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について予め定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時刻に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保、その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保、その他の措置に必要な事項について以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等について状況等を把握し、その状況に応じて町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県及び肝属郡医師会等と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県及び肝属郡医師会等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 町は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

イ 町は、町地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理 (法 124 関係)

(1) 廃棄物処理の特例

ア 町は、環境大臣が指定する特例地域においては県と連携し、「廃棄物の処理

及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

イ 町は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更、その他必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 町は、町地域防災計画の定めに準じた「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ廃棄物処理体制を整備する。

イ 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施をはじめとする、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定（法 129 関係）

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下、「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買い占め及び売り惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（１）被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じる。

（２）公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条令で定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税（滞納金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

（１）水の安定的な供給（法 134②関係）

水道事業者である町は、消毒、その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

（２）公的施設の適切な管理

道路等の管理者である町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下、「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な公布及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に関する職務、業務、又は協力（以下、この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所、若しくは車両、船舶、航空機等（以下、この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらはジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

（１）特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

（２）身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな形は下記のとおり）。

（３）識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面	
鎮江町長 The Mayor of K i n k o	
身 分 証 明 書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name	
生年月日/Date of birth	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as	
交付等の年月日/Date of issue	
証明書番号/No. of card	
許可者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry	

裏面		
身長/Heightcm	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or Information :		
血液型/Blood type.....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A7（横 74mm、縦 105 mm）とする。

2 特殊標章等の交付及び管理 (法 158③関係)

町長（水防管理者）、及び消防署長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な公布要領を作成した上でそれぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 町 長

- ア 町の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 町長の委託により、国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防署長

- ア 消防署長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防署長の委託により、国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防署長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

- ア 水防管理者（町長）の所轄の水防団長及び水防団員で、国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊表長等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第12章 町の特性に応じる対処

町は、中山間地域を抱えていることから、本町の地理的、社会的特性に応じる国民保護措置に係る必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 平素からの備え

(1) 把握しておくべき情報

- ア 各地区の住民数、世帯数及び避難時の要支援者数
- イ 各地区に通じる道路、ヘリコプター着陸適地
- ウ 各地区の一時避難場所及び経路

(2) 通信設備の整備

町は、防災行政無線及び広域に警報を伝達できるサイレン等を整備する。

(3) 訓練

町は、県警察、消防機関等と連携して警報等の伝達及び住民の避難、特に孤立する恐れのある集落の避難等について訓練する。

2 警報及び避難

(1) 警報及び避難の指示の伝達

警報及び避難の指示の伝達に当たっては、防災行政無線、サイレン及び消防その他の広報車等により迅速かつ漏れのない伝達を図る。

(2) 避難経路の確保

町は、県警察、消防機関等と連携して利用できる全ての避難経路の状況を確認するとともに、道路途絶が発生している場合は関係機関と協力して速やかに修復する。

なお、状況によっては海上からの避難及びヘリコプターでの避難について県と調整する。

(3) 避難及び避難の誘導

避難の実施に当たっては、一括して輸送できる場所までの移動は、県及び県警察の意見を聴いた上で自家用車等を含む輸送手段を活用して速やかな避難を図る。

この際、避難行動要支援者の避難には、所要の誘導員等を派遣して支援するとともに、武力攻撃等による危険が予測される地区については、自衛隊の国民保護等派遣を要請するなど避難の安全を図る。

(4) 避難完了の確認

町は、県警察、消防機関等と連携して、住居地区及びその他の地区について避難の完了を確認する。

3 物資の支援

町は、道路途絶等により避難が長期化する場合は、食糧、飲料水等の緊急物資の支援を県、県警察及び自衛隊等に要請し、また、自ら支援する。また、孤立地域発生の際は、空路による孤立地域住民全員の避難についても考慮する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のために必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等（法 139 関係）

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全を確保した上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切り替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請（法 140 関係）

町は、応急の復旧のための措置を講じるに当たり、必要があると認める場合には、県に対しそれぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧（法 139 関係）

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて応急の復旧のための措置を講じる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて障害物の除去、その他避難住民の輸送等の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置、その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

2 町が管理する施設及び設備の復旧（法 141 関係）

町は、武力攻撃災害により、町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断する時は、地域の実情等を勘案し、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続き等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求（法 168 関係）

（1）国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

（2）町は、武力攻撃事態等において国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償（法 159、160、令 40～44 関係）

（1）損失補償（法 159 関係）

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべきだった損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い補償を行う。

（2）損害補償（法 160 関係）

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのための死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法 161②関係）

町は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の輸送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態（法 172②関係）

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章第2項に掲げるとおりである。

町は、緊急対処事態は原則として武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じてこれを行う。

資 料 編

	ページ
1 避難実施要領共通モデル・・・・・・・・・・・・・・・・	9 1
2 弾道ミサイル攻撃に対する避難実施要領・・・・・・・・	9 4
3 航空攻撃に対する避難実施要領・・・・・・・・・・	9 6
4 ゲリラ・特殊部隊の攻撃に対する避難実施要領・・	9 8
5 着上陸侵攻に対する避難実施要領・・・・・・・・・・	1 0 1
6 大規模イベント会場等を対象とした爆破テロ等に対する避難実施要領・	1 0 5
5 共通的留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0 7
6 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）【様式第 1 号】・・	1 1 2
7 安否情報収集様式（死亡住民）【様式第 2 号】・・	1 1 3
8 安否情報報告様式【様式第 3 号】・・・・・・・・	1 1 4
9 安否情報照会書【様式第 4 号】・・・・・・・・	1 1 5
10 安否情報回答書【様式第 5 号】・・・・・・・・	1 1 6

避難実施要領共通モデル

1 事態の状況、避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

- ア 発生日時
令和○年○月○日午前・午後○時○分
- イ 発生場所
錦江町全域（又は○○地区）
- ウ 事態の状況等
○○○

(2) 避難が必要な住民等

- ア 要避難地域
錦江町全域（又は○○地区）
- イ 要避難者数
約 3 5 0 0 世帯、約 6 4 0 0 名
（大根占：約 2500 世帯、約 4550 名。田代約：1000 世帯、約 1850 名）
- ウ 避難開始日時
令和○年○月○日午前・午後○時○分

(3) 関係機関の避難に関する措置等

- ア 国の措置
国の事態の認定、対策本部長による避難措置の指示、その他の措置
- イ 県の措置
知事の避難の指示、その他の措置
- ウ 自衛隊、海上保安庁等の措置
自衛隊の国民保護等派遣、海上保安庁の避難に関する措置等

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

避難の対象住民、避難の開始（終了）時期、避難先、避難のための運送手段及び避難誘導に当たり特に留意する事項その他の避難誘導の基本となる事項
（住民を移動させることが、二次災害につながる恐れがあるときには、屋内避難についても検討）

(2) 町の体制、職員派遣

- ア 町国民保護対策本部の設置

町国民保護対策本部の設置については、錦江町地域防災計画第3章第1節「組織動員計画」を準用するとともに、設置の時期及び場所については、事態の発生・認識、事態の特性に応じて柔軟に対応する。

イ 町職員の現地派遣

住民の避難誘導等については、警察、消防、消防団、海上保安庁及び自衛隊などの機関と連携するとともに、必要に応じて役場職員を現地に派遣して対応する。

各機関への協力要請については、錦江町地域防災計画を準用する。

(3) 輸送要領

ア 避難に係る一時避難場所、集合完了時間及び輸送力の配分、避難先等

錦江町地域防災計画第3章第2.1節「輸送計画」を準用し、自治会組織による自主防災組織での決定事項を考慮して決定する。

イ 輸送に当たっての私有車両、私有船舶等の使用規制その他の交通規制等

私有車両及び私有船舶の交通規制に関しては、錦江町地域防災計画第2章第3節「緊急輸送路の対策」のとおりとする他、錦江警察署及び指宿海上保安署の計画による。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

防災行政無線や広報車等により住民への避難実施を呼びかける。

(5) 一時避難場所への移動

ア 避難住民の一時避難場所への移動要領については、緊急輸送路及び避難経路の閉塞防止の観点から徒歩避難を基本とするが、状況に応じて車両等による避難も考慮する。

イ 避難行動要支援者等の自力避難が困難な者の一時避難場所への移動に対する支援等については、社会福祉協議会の規定及び錦江町地域防災計画第3章第7節「避難行動要支援者対策」を準用する。

(6) 避難誘導の終了

ア 派遣された職員及び消防団は、避難者残留の有無を確認する。

この際、観光客等一時滞在者についても、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。

イ 避難の指示に応じない者には、説得に努めることとし、応じない場合は警察官等に要請し、又は町長の権限により避難を指示する。

ウ 避難を完了した地区については、必要に応じ警察等に要請し、警備を強化する。

(7) 誘導に際しての留意点

ア 誘導に当たる職員及び消防団員は、防火服、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電話、警笛等を携行する。

イ 誘導その他の行動に従事する職員等は、単独行動を避け必ず2人以上で行動し、不審な事象等を発見した場合は、避難住民の安全を確保した上で、必要に応じ警告又は指示を行い又は警察等に通報する。

(8) 住民等に周知する留意事項

ア 爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生又は発生が予測される地点から速やかに離れること。また、不審な事象又は不審者を発見した場合は、直ちに消防、警察等に通報すること。

イ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等の情報を確認し、流言飛語に惑わされることなく、誘導員等の指示に従い落ち着いて行動すること。

ウ 避難開始までの待機又は一時避難場所への移動に際し、努めて隣近所一緒に行動すること。

エ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。

オ 避難時の携行品は、貴重品、最小限の着替え、日用品及び乳幼児の食品等、持病薬など、必要最小限の物を入れたリュック等を1人1個とし、金銭、貴重品、パスポート及び運転免許所等の身分証明書は、それぞれが必ず携行すること。

カ 避難の際、電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確実に実施すること。

キ 自治会長、消防団及び民生委員等は、住民等の避難の誘導及び避難住民の確認等について、役場職員又は関係機関の職員に協力して実施する。

ク 避難対象地区以外の地区の住民は、努めて外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族との連絡を確保しておくこと。

(9) 安全の確保

避難の誘導に当たる職員及び消防職員等の派遣に当たっては、派遣先及び派遣経路の安全を確認し、警察又は国民保護等派遣の自衛隊とともに派遣する。

3 連絡調整先

関係機関等の連絡先については、錦江町地域防災計画のとおり。

4 避難住民の受入、救護活動の支援

(1) 避難施設

避難施設の場所及び連絡先については、錦江町地域防災計画のとおり。

(2) 救護活動

救護所の設置その他の救護活動は、錦江町地域防災計画第3章第8節「救難・救助計画」のとおり。

弾道ミサイル攻撃に対する避難実施要領

1 事態の状況、避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

- ア 発生日時（弾道ミサイルの予想到達日時）
令和〇年〇月〇日午前・午後〇時〇分
- イ 発生場所
錦江町全域
- ウ 事態の状況等
 - ・ 弾道ミサイルの発射の兆候又は発射
(ミサイルの着弾地域の予測、生物剤・化学剤の可能性)

(2) 避難が必要な住民等

- ア 要避難地域
町全域
- イ 要避難者数
約 3 5 0 0 世帯、約 6 4 0 0 名
(大根占：約 2500 世帯、約 4550 名。田代約：1000 世帯、約 1850 名)
- ウ 避難開始日時
直ちに避難開始

(3) 関係機関の状況等

国は、〇日〇時、上記事態を武力攻撃と認定し、着弾又は攻撃が予測される鹿児島県錦江町に対し、警報を発令した。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、住民を密閉された堅牢な屋内等に避難させる。

(2) 町の体制

- ア 国民保護対策本部の設置
本日〇時、町長を本部長とする国民保護対策本部を町役場内に設置した。
- イ 災害対処等の準備
ミサイルによる被害が発生した場合の避難、救護及び災害対処のための準備態勢を整える。この際、攻撃兵器が、NBC兵器であった場合の対処に留意する。

(3) 住民の避難要領等

ア 直ちに、できるだけ密封されたコンクリート屋内等に避難すること。

この際、エアコン・換気扇を止め、窓等は目張りして外気の流入を遮断するとともに、窓のない中央の部屋等に避難すること。

イ 屋内に避難する余裕がない場合は、できるだけ堅牢な遮蔽物の物陰に隠れること。この際、ガラス破片が落下する恐れのある建物の下は避ける。

ウ 車両内にいる者は、車両を道路外の場所、やむを得ない場合は道路の左端に駐車して、上記ア・イに準じて避難する。

エ 避難住民の服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用する。

オ 着弾があった現場からは速やかに離れ、以降、着弾後の状況を踏まえて別に示す「避難の指示」に従い行動する。

3 対策本部各部及び消防本部等の役割

錦江町国民保護計画による。

4 連絡・調整先

避難実施要領共通モデルに準じる。

5 避難住民の受入れ、救援活動の支援

(1) 避難施設

避難実施要領共通モデルに準じるほか、最寄りの堅牢な建物内に避難する。

(2) 救援活動の支援

避難実施要領共通モデルに準じる。

航空攻撃に対する避難実施要領

1 事態の状況、避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

ア 発生日時（航空攻撃の予想日時）

令和○年○月○日午前・午後○時○分

イ 発生場所

錦江町全域

ウ 事態の状況等

警告を無視した航空機の編隊の接近等、航空攻撃の兆候（航空攻撃対象地域の予測、生物剤・化学剤の可能性）

(2) 避難が必要な住民等

ア 要避難地域

町全域

イ 要避難者数

約 3 5 0 0 世帯、約 6 4 0 0 名

（大根占：約 2500 世帯、約 4550 名。田代約：1000 世帯、約 1850 名）

ウ 避難開始日時

直ちに避難開始

(3) 関係機関の状況等

国は、○日○時、上記事態を武力攻撃と認定し、着弾又は攻撃が予測される鹿児島県錦江町に対し、警報を発令した。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、住民を密閉された堅牢な屋内等に避難させる。

(2) 町の体制

ア 国民保護対策本部の設置

本日○時、町長を本部長とする国民保護対策本部を町役場内に設置した。

イ 災害対処等の準備

航空攻撃による被害が発生した場合の避難、救護及び災害対処のための準備態勢を整える。この際、攻撃兵器が、NBC兵器であった場合の対処に留意する。

(3) 住民の避難要領等

ア 直ちに、できるだけ密封されたコンクリート屋内等に避難すること。

この際、エアコン・換気扇を止め、窓等は目張りして外気の流入を遮断するとともに、窓のない中央の部屋等に避難すること。

イ 屋内に避難する余裕がない場合は、できるだけ堅牢な遮蔽物の物陰に隠れること。この際、ガラス破片が落下する恐れのある建物の下は避ける。

ウ 車両内にいる者は、車両を道路外の場所、やむを得ない場合は道路の左端に駐車して、上記ア・イに準じて避難する。

エ 避難住民の服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用する。

オ 着弾があった現場からは速やかに離れ、以降、着弾後の状況を踏まえて別に示す「避難の指示」に従い行動する。

3 対策本部各部及び消防本部等の役割

錦江町国民保護計画による。共通モデルに同じ

4 連絡・調整先

避難実施要領共通モデルに準じる。

5 避難住民の受入れ、救援活動の支援

(1) 避難施設

避難実施要領共通モデルに準じるほか、最寄りの堅牢な建物内に避難する。

(2) 救援活動の支援

避難実施要領共通モデルに準じる。

ゲリラ・特殊部隊の攻撃に対する避難実施要領

1 事態の状況、避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

ア 発生日時

令和○年○月○日午前・午後○時○分

イ 発生場所（又は、発生施設）

○○地区

ウ 事態の状況等

（ア）ゲリラ・特殊部隊の潜入・潜入拠点の構築

（イ）重要な生活関連施設の破壊

(2) 避難が必要な住民等

ア 要避難地域

錦江町○○地区

イ 要避難者数（状況により変化する。）

約 3 5 0 0 世帯、約 6 4 0 0 名

（大根占：約 2500 世帯、約 4550 名。田代約：1000 世帯、約 1850 名）

ウ 避難開始日時

令和○年○月○日午前・午後○時○分

(3) 関係機関の避難に関する措置等

ア 国は、○日○時、錦江町○○地区にゲリラ又は特殊部隊が潜入したと判断し、同地区の住民の避難について、鹿児島県知事に避難措置を指示した。

イ 知事は、○日○時、錦江町○○地区の住民に対し、避難を指示した。

ウ 県警察は、同地区に通じる道路を封鎖し、ゲリラ又は特殊部隊の捜索を実施中である。

エ 知事の要請により、自衛隊が国民保護等派遣を実施する。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は、警察・自衛隊により、避難路の安全を確保した後、○地区の住民を○市へ避難させる。

(2) 町の体制、職員派遣

ア 錦江町国民保護対策本部の設置

本日午前○時○分、町長を本部長とする錦江町国民保護対策本部を町役場

内に設置した。なお、現地対策本部を〇〇地区に設置した。

イ 職員の現地派遣

自衛隊の派遣部隊とともに各一時避難場所に職員を派遣し、自治会長及び消防団と協力し、避難住民の確認及び誘導を実施する。

(3) 輸送要領

ア 各地区の一時避難場所、集合完了時間及び輸送力の配分、経路等

イ 〇〇集落については、一時避難場所までは、自家用車の使用を許可する。

また、ゲリラ又は特殊部隊の潜入地域に近い〇〇地区については、警察・自衛隊が各家を戸別に訪問し、警察・自衛隊の車両により一時避難場所に避難させる。

ウ 避難経路が遮断された場合は、別に計画するところにより、海上保庁の巡視船又は自衛隊のヘリコプターにより避難させる。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

防災行政無線や広報車等による住民への避難実施要領を呼びかける。

(5) 一時避難場所への移動

ア 避難住民の一時避難場所への移動要領及び移動に当たっての留意事項

イ 避難行動要支援者等の自力避難が困難な者の一時避難場所への移動に対する支援等

(6) 避難誘導の終了

ア 派遣された職員及び消防団は、避難者残留の有無を確認する。

この際、観光客等の一時滞在者についても、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。

イ 避難の指示に応じない者には、説得に努めることとし、応じない場合は警察官に要請し、又は町長の権限により避難を指示する。

ウ 避難を完了した家には、確認容易な場所に避難完了マークを張り付ける。

エ 避難を完了した地区については、必要に応じ、警察に要請し、警備を強化する。

(7) 誘導に際しての留意点

ア 誘導に当たる職員及び消防団員は、防火服、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電話、警笛等を携行する。

イ 誘導その他の行動に当たっては単独行動を避け必ず2人以上で行動し、不審な事象等を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告・指示を行い又は警察等に通報する。

(8) 住民等に周知する留意事項

ア 爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生又は発生が予測される地点から速やかに離れること。また、不審な事象又は不審者を発見した場合は、直ち

- に消防、警察等に通報する。
- イ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等の情報を確認し、流言飛語に惑わされることなく、誘導員等の指示に従い落ち着いて行動させる。
- ウ 避難開始までの待機又は一時避難場所への移動に際し、努めて隣近所一緒に行動させる。
- エ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がけ、避難時は避難支援プランを活用して支援する。
- オ 避難時の携行品は、貴重品、最小限の着替え、日用品及び乳幼児の食品等、必要最小限の物を入れたリュック等を1人1個とし、金銭、貴重品及びパスポート運転免許所等の身分証明書は必ず携行させる。
- カ 避難の際は、電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確実に実施すること。
- キ 自治会長、消防団及び民生委員等は、住民等の避難の誘導及び避難住民の確認等について、協力して実施する。
- ク 避難対象地区以外の地区の住民は、努めて外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族との連絡を確保しておくこと。
- (9) 安全の確保
- ア 避難誘導に当たる職員及び消防職員等は、警察又は国民保護のため派遣される自衛隊とともに派遣させる。
- イ 避難の開始は、警察・自衛隊が誘導のための展開を終了した後とする。
- 3 対策本部各部及び消防本部等の役割
錦江町国民保護計画による。
- 4 連絡・調整先
避難実施要領共通モデルに準じる。
- 5 避難住民の受入れ、救援活動の支援
避難実施要領共通モデルに準じる。

着上陸侵攻に対する避難実施要領

1 事態の状況、避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

ア 発生日時

令和○年○月○日午前・午後○時○分

イ 発生場所

○○地区

ウ 事態の状況等

特殊部隊の攻撃、航空攻撃等及び侵攻部隊・輸送艦船の集結等の着上陸侵攻準備の顕在化

(2) 避難に関する関係機関の措置等

ア 国は、X国による○○諸島方面からの着上陸侵攻の可能性が極めて高いと判断し、錦江町全域の住民を避難させる必要があるとして、鹿児島県知事に当該地域の住民の避難措置を指示した。

イ 県の措置

鹿児島県知事は、○日○○時、錦江町全域の住民に対し、避難を指示した。

2 避難誘導の方法

(1) 町は、町内全域への避難指示に基づき、全住民及び滞在者等について、明日○時以降に避難を開始し、県からの割当てを受けたフェリー及び航空機をもって、約1週間を目途に他の地域への避難を完了する。

この際、児童・生徒及び避難行動要支援者等の避難を優先する。

(2) 町の体制

ア 国民保護対策本部の設置

本日○時、町長を本部長とする国民保護対策本部を町役場内に設置した。

イ 災害対処等の準備

ミサイルや航空攻撃による被害が発生した場合の避難、救護及び災害対処のための準備態勢を並行して整える。

ウ 職員の現地派遣

他地域への避難出発地となる港湾、空港へ避難者の確認及び誘導のための職員等を派遣する。

エ 避難先連絡所の設置

明日午後○時以降、県及び○○市の支援を受け、錦江町連絡事務所を○○市○○会館（住所：○○）に設置する。

(3) 避難の優先区分及び人員数

ア 幼児・児童（小学3年以下）及び保護者1名並びに介護施設等入居者及び付添者

幼児：〇〇名（保護者〇〇名）
児童：〇〇名（保護者〇〇名）
入院患者：〇〇名（付添者〇〇名）
介護施設等入所者：〇〇名（付添者〇〇名）
合計〇〇〇名

イ 学童・生徒（小学4年～中学3年生）及び引率教諭（学年単位1名）

学童・生徒：〇〇名（引率教諭〇〇名）
合計〇〇〇名

ウ 避難行動要支援者には介護者1名

避難行動要支援者：〇〇名（介護者〇〇名）
合計〇〇〇名

エ 一時滞在者

合計〇〇〇名

オ 一般住民

合計〇〇〇名

カ 職務指定者

合計〇〇〇名

(4) 避難者リストの作成

ア 各自治会長、小中学校長及び介護施設等管理者は、前項優先順位区分ごとの避難者リストを作成し、本日午前〇時までに提出

イ 宿泊施設管理者は、本日午前〇時現在の宿泊者についての避難リストを作成し、明日午前〇時までに提出

なお、その他の滞在者は、直接、対策本部に届け出るものとする。

(5) 避難要領

ア 避難の単位

避難は、避難の優先順位区分ごとに、各集落、学校及び各介護施設等の単位で実施する。

イ 避難輸送割当て

町の地域防災計画に準じる他、状況に応じて対応する。

ウ 避難集合場所への移動

港湾、空港までのチャーターバスの発着場となる公民館、各小中学校への移動は、避難行動要支援等の特に指定を受けた者を除き、徒歩による移動する。

エ 避難者の確認

避難集合場所の公民館においては自治会長、消防団員等が、港湾、空港においては職員が、避難者リストに基づき避難者を確認する。

(6) 避難要領の通知・伝達

ア 避難要領の通知

各自治会、小中学校、介護施設単位に、避難日の前日午後6時までに、自治会長、消防団長に避難輸送割当を通知する。

イ 住民への伝達

防災行政無線及び広報車等により逐次情報を伝達するとともに、自治会長、消防団長等を通じ、避難輸送割当てを通知する。

(7) 避難の完了

ア 自治会長、消防団等は、避難の完了した家には確認容易な場所に避難完了マークを張付ける。

イ 避難に応じない者に対しては、警察に要請し、又は町長の権限により避難を指示する。

(8) 避難完了地区の警備

避難を完了した地区については、必要に応じ、警察に要請し、警備を強化する。

3 対策本部各部及び消防本部等の役割

錦江町国民保護計画による。

4 連絡・調整先

避難実施要領共通モデルに準じる。

5 避難住民の受入れ、救援活動の支援

(1) 救援活動

町外避難の間及び避難所における食料その他の生活必要品及び医療等については、県及び避難先市町村の支援を受ける。

(2) 他地域への避難後、知人宅その他に避難する者は、錦江町連絡所又は避難所管理者に届け出た後、移動する。

※ その他は、避難実施要領共通モデルに準じる。

着上陸侵攻に対する避難実施要領（Ver. 2）

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

国が作成した市町村モデル計画においても、一つの例として「国の総合的な方針を待って対応し、平素から具体的に定めることはしない。」とされていることから、避難実施要領のパターンは作成しないこととする。

ただし、避難実施要領作成の基礎資料となる、避難の単位、住民等の概数等については、平素から整理しておくことが必要である。

1 避難の単位

- （１）自治会等に基づき区分
- （２）病院、介護施設等の入所者
- （３）観光客等の一時滞在者

2 避難単位ごとの住民等の概数

- （１）住民の総数
- （２）避難行動要支援者の数
- （３）幼児・児童・生徒数
- （４）病院等入院者
- （５）介護施設等入所者
- （６）観光客等の一時滞在者
- （７）国民保護その他の公務への従事者

3 避難の優先区分

- （１）第一優先 避難行動要支援者、幼児（保護者）、児童生徒
- （２）第二優先 一時滞在者、一般住民
- （３）第三優先 国民保護措置その他の公務への従事者

4 避難単位の運送所要

バス、介護車両、その他

5 避難する場合の一時避難（集合）場所

「避難施設一覧表」により選定

大規模イベント会場等を対象とした爆破テロ等に対する避難実施要領

1 事態の状況、避難の必要性（考えられる事態の例）

○日○○時、○○総合運動公園において、爆発物と思われる大規模な爆発が発生し、○○会館の建物が一部崩壊して多数の死傷者が出ている模様。また、化学剤が散布されたとの未確認情報がある。

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

ア 事態発生直後の退避

町長は、○○会館から半径○○k mの地域に警戒区域を設定し、同地域内の住民等に退避を指示し、速やかに地域外に避難させる。

この際、警戒区域の外周上の要点に避難所・救護所及び化学剤による汚染を除染できるよう除染所を設置して、避難住民等の誘導及び救助を実施する。

イ 事後の避難

被害地域の拡大及び長期化が予想される場合は、警戒区域を更に拡大するとともに、区域内の観客、住民等に対し避難を指示して安全な地域に避難させる。また、状況により、当該区域以外の住民等に対しても外出の自粛を要請する。

（2）町の体制、職員派遣

ア 緊急対処事態対策本部の設置

本日○時、国の指定に基づき、町長を本部長とする緊急対処事態対策本部を市役所に設置した。

なお、副町長を長とする現地調整所を○○公民館に設置する。

イ 職員の現地派遣

警戒区域外の要所に避難所を設置して、職員及び消防を派遣し、避難の誘導及び救助を実施する。

ウ 警戒区域内（発生場所を含む）の避難誘導及び化学剤除染等のため、自衛隊の国民保護等派遣の要請を県に要請する。

（3）避難の方法

ア 事態発生直後の退避

（ア）爆発音又は銃撃音のする地点から離れるように、できれば風上方向に避難する。この際、警戒区域の外周までは、徒歩により避難する。

（イ）自力避難が困難な者又は安全に避難できない者は、誘導員による避難の

誘導があるまで、近隣の堅牢な建物等に避難する。

(ウ) 県道〇〇号線（何号線を選択するかは、その時の状況による。）を主要避難経路として、警察等に対し優先的に安全の確保を要請する。

(エ) 警戒区域の外側の要所に設置した避難所・救護所において、避難者の受入・識別及び応急救護を実施する。

(オ) 化学剤による汚染の特徴を示す者に対しては、他の避難住民等と隔離し除染及び応急治療を実施する。

(カ) 避難所・救護所には避難用のバス・救急車等を配置し、所定の避難施設、病院等へ搬送する。

イ 事後の避難

(ア) 被害地域の拡大及び長期化が予想される場合は、警戒区域を更に拡大するとともに、区域内の住民等に避難を指示して安全な地域へ避難させる。

(イ) 状況により、当該区域外の住民等に対し外出の自粛を要請する。

(4) 退避の指示及び避難の指示の住民への伝達

ア 防災行政無線や広報車等により退避（避難）の指示を住民に伝達する。この際、近隣の大規模施設や自治会長等に対しても電話等で伝達し、住民への確実な伝達と錯誤の防止を図る。

イ 観光客や外国人に対しても確実に伝達できるよう、観光交流課を通じて集客施設、宿泊施設等へ伝達する。

ウ 報道事業者に、退避の指示の内容を提供し放送を要請する。

(5) 安全の確保

ア テログループが潜伏している可能性がある場合は、町職員、消防による避難誘導は、警戒区域から外側の地域とし、警戒区域内の避難誘導は、警察及び自衛隊に要請する。

イ 化学剤の使用の恐れがある場合は、避難誘導に当たる職員及び消防職員に防護服等を着用させるか、避難者の除染後に誘導を実施させ、二次被害の発生を防止する。

3 各部の役割

錦江町国民保護計画による。

4 連絡調整先 避難実施要領共通モデルに準じる。

5 避難住民の受入、救援活動の支援 避難実施要領共通モデルに準じる。

共通的留意事項

NBC兵器が使用された場合の留意事項

1 核兵器

(1) 核兵器の特性

ア 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する残留放射線によって生じる。

イ ダーティボムは、爆弾と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比較して小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射性物質からの放射線による被害をもたらす。

ウ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。

エ 原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。

(2) 住民の避難要領

ア 熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難する。

イ 核攻撃に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射性降下物の影響を受ける恐れのある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難する。

ウ 避難にあたっては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用して、風下を避け極力風向きと反対方向に避難する。

エ 木造家屋内に所在する者は、外部被爆の低減効果及び内部被爆の防止効果も踏まえ、状況により、放射線の遮蔽効果が大きいコンクリート建物への退避を検討する。

オ ダーティボムによる攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍のコンクリート建物等に避難する。

(3) 避難誘導に際しての留意点

ア 核による被害が起きた場合は、周辺住民等が過度に不安を抱く恐れがあるため、被爆線量や放射線による身体への影響等について、分かりやすく情報提供できるよう、平素から情報を整理しておく。

イ ミサイル等による攻撃の場合、当初は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設への避難を指示される。

ウ 核攻撃に伴う熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は爆心地周辺から直ちに離れ、近傍のコンクリート造り等の堅

- 牢な施設等へ避難するよう誘導し、熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射性降下物の影響を受ける恐れのある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう誘導する。
- エ 避難誘導は、風下を避けて風向きとなるべく反対方向に避難させるとともに、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用させる。
- オ 避難住民に対しては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるよう指示するとともに、放射性ヨウ素による体内汚染が予想される場合は、安定ヨウ素剤の服用を指示し、内部被爆の低減に努める。
- カ 国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被害情報を直ちに報告する。
- キ 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員に防護服等を着用させるとともに、被爆線量の管理を適切に実施する。
- ク 必要な資器材
- 防護マスク、線量計・線量率計、放射線防護服、手袋、ブーツ、ゴーグル

(4) 医療

- ア 県からの協力要請に応じ、救護班の編成と被爆線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で緊急被爆医療活動の実施を補助する。
- イ 内閣総理大臣から緊急被爆医療派遣チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージや汚染、被爆の程度に応じた医療の実施を補助する。

(5) その他の措置

- ア 核攻撃等による被害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被害情報を直ちに報告する。
- イ 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員に防護服等を着用させるとともに、被爆線量の管理を適切に実施する。

2 生物化学兵器等

(1) 生物化学兵器の特性

- ア 人に知られることなく散布することが可能である。
- イ 生物化学兵器が使用されたと判明したときには、すでに広範囲に感染者及び汚染者が発生し、またそれらが移動することにより、二次的な感染・汚染を引き起こし、さらに広範囲に多数の被害者が発生する恐れがある。

テロ目的以外の場合、主に航空機による散布、砲弾、ロケット弾の弾頭に封入することにより、目標地域に散布される。核兵器や通常兵器と違い、人間を含む生物のみを大量に殺傷できるため、占領地のインフラの破壊を最小に抑えて侵攻できるが、大規模な環境破壊を伴い、一部のものを除き除染の

必要が生じる。また、風向きや風の強さによっても影響を受ける範囲が大きく変化するため、被害地域を限定することが難しく、得てして必要以上の範囲を汚染する傾向がある。

ウ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ベスト等が挙げられる。昨今の例を挙げると、テロ目的で郵便や小包に仕込まれる場合がある。通常の社会生活からは見えないところで拡散・感染の恐れがあり、無力化することが難しい。

即効性に欠ける、被害範囲を想定しにくいことからあまり使用されることはないが、無差別かつ世界的広範囲への拡散目的での使用についての可能性はある。

エ 化学兵器として代表的なのは、マスタード・ガス、ホスゲン、サリン、VXガスなどの毒性化学物質があり、固形、高気化性の液体、気体と、使用方法によって様々な形態に加工される。

致死性のあるものは、血液に作用して呼吸障害を引き起したり、びらん剤による皮膚や呼吸器のただれと猛烈な痛み、神経剤による神経伝達障害を生じる。また、非致死性のもは、嘔吐剤や催涙剤による呼吸器、鼻及び目の粘膜への強烈な刺激、無力化剤による幻覚作用などを生じさせる。

致死性のもは、呼吸器からの摂取のみならず、皮膚からの浸透によっても死に至るものがあり、そのようなものには防毒面及びガスマスクは、ほぼ役に立たないと言っても過言ではない。低濃度のものを吸引または接触した場合でも、死には至らなくても重大な後遺症を残す。

(2) 住民の避難要領

生物・化学剤による攻撃が行われた場合又はその恐れがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はその恐れがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染の恐れのない安全な地域に避難する。

(3) 避難誘導に際しての留意点

ア 生物・化学剤による攻撃が行われた場合又はその恐れがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はその恐れがある場所から直ちに離れ、外気からの密封性の高い屋内の部屋又は感染・汚染の恐れのない安全な地域に避難するよう誘導する。

イ ロケット弾、砲弾・爆弾等による散布の場合、当初はできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設等への避難を指示される。

その後、着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じて、他の安全な地域への避難を指示される。この際、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り風上の高所に避難させる。

ウ 措置に当たる職員に防護服等を着用させるとともに、関係機関が行う原因

物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被害者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

エ 必要な資器材

ガス検知器、防毒面、化学防護服、その他

(4) 医 療

県からの協力要請に応じ、救護班の編成や医療活動の実施を補助する。

(5) その他の措置

ア 措置に当たる要員に防護服等を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被害者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

イ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことに留意する。

3 N B C 対処の共通措置

(1) 退避の指示等

N B C 攻撃が行われた場合、被害現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して避難が指示され、必要に応じ町長は退避を指示する。

(2) 警戒区域の設定

N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。警戒区域の範囲は、風向・風速等の気象条件や汚染物質の特性等を考慮して決定する。

(3) 被害者の救助

消防は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被害者の救助のための活動を行う。

この際、被害者の情報や必要となる物的・人的資源について、避難住民や消防等からの情報源を集約して、国及び県に対して迅速な支援要請を行う。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被害者の心のケアに努める。

(4) 汚染による被害の防止

ア 放射線降下物等による汚染された農作物等による健康被害を防止するため、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、住民に注意を呼びかける。

イ 生活用水が汚染された場合には、給水の制限等の措置を講じる。

(5) 町長の権限

汚染の拡大を防止するため、知事の要請に基づき、次の権限を行使する。

ア 食料品、衣類、寝具その他の物件の占有者に対する、移動の制限又は禁止、給水の制限又は禁止の命令

- イ 生活の用に供する水の管理に対する、使用の制限又は禁止、給水の制限又は禁止
- ウ 食料品、衣類、寝具その他の物件の廃棄
- エ 建物への立入り制限又は禁止、建物の閉鎖
- オ 交通の制限、交通の遮断

夜間における留意事項

1 全 般

夜間において、夜闇に対する恐怖心、行動の制約及び指示伝達や統制の困難性等があることから、避難は努めて昼間に行うことが望ましいが、夜間に避難する場合は、その特性に十分に配慮して実施する。

2 住民の避難要領

防災行政無線及びラジオ、テレビ等で事態の状況や避難の指示等に関する情報を確実に把握し、流言飛語に惑わされないよう落ち着いて行動する。

この際、つとめて隣近所一緒に避難する。

3 避難誘導に際しての留意点

- (1) 夜間の避難においては、夜闇に対する恐怖心や行動の制約を生じやすいことから、ゲリラ等による攻撃の恐れがある場合を除いては、避難集合場所及び集合場所までの経路への照明の設置及び誘導員の増加配置等、避難住民の不安の軽減を図るとともに、避難の準備や避難のための時間にできるだけ十分な余裕を持って計画する。
- (2) 避難行動要支援者等の避難に特に配慮するとともに、避難に応じない住民や避難の漏れがないよう確認する。

この際、自主防災組織の積極的な協力を得るよう努める。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住 所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、 ①～⑪を回答する予定ですが、回答を 希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない。
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回 答する予定ですが、回答を希望しない 場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない。
⑭ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の 者からの照会に対する回答又は公表する ことについて、同意するかどうか○で囲 んで下さい。	同意する。 同意しない。
※ 備 考	

（注 1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑬の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書類により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3） 「③出生年月日」欄は元号により記入すること。

（注 4） 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄に御記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住 所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	負 傷 非該当
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要事項	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する。 同意しない。
※ 備 考	

（注 1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定にもものづく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコン入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。
また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注 5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名：錦江町 担当者名：

[illegible]

備考	1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。 2 「③出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。 3 「⑥国籍」欄は、日本国籍を有しない者に限り記入すること。 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「@現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。 5 ⑫～⑬の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を備考欄に記入すること。
----	---

安否情報照会書

		年 月 日
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		
申請者 住所（居所）		
氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律 第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③ の場合、理由を記入願 います）	① 被紹介者の親族又は同居人であるため。 ② 被紹介者の知事（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考		
被照会者の特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	その他個人を識別す るための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

		年 月 日
殿		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要事項	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄に「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

改定記録			
改定年月日	改定理由	改定方法	改定者
2007. 2. 9	新規制定	国民保護協議会審議	消防・交通係長
2024. 7. 19	消防庁からの指導項目 追加及び誤記等修正	町長決裁	防災専門監